

2000年7月

クラブアッセンブリー

(職業分類表)



会長 山元正明

幹事 川平建次郎

鹿児島西ロータリークラブ

TEL 223-5902

FAX 223-7507

ロータリーの綱領

Object of Rotary

綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある；

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster ;

First. The development of acquaintance as an opportunity for service ;

Second. High ethical standards in business and professions ; the recognition of the worthiness of all useful occupations ; and the dignifying of each Rotarian's occupation as opportunity to serve society ;

Third. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business and community life ;

Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

目 次

ロータリーの綱領	
R.I.会長の横顔	2
R.I.第2730地区ガバナーの横顔	4
会長挨拶	6
幹事挨拶	7
年間行事予定表	8
理事役員及び委員会名簿	10
クラブ概況報告	11
委員会報告	16
鹿児島西ロータリークラブ定款	26
" 細則	38
" 慶弔規定	47
" 奨学金制度要綱	48
1999～2000年度収支決算書	49
財産目録	51
2000～2001年度収支予算書	53
職業分類表	56
会員名簿	66

Rotary International



フランク J. デブリン

アナウアク、D. F. , メキシコ

1999 - 2000年度 国際ロータリー会長エレクト

1996 - 1998年度 ロータリー財団管理委員会委員

1986 - 1988年度 国際ロータリー理事

フランク・デブリン氏は、メキシコで工学製品の小売、販売、製造を手がけるデブリン光学グループの社長・取締役で、メキシコのチワワ州シウダド・ファレス市および米国テキサス州エルパソ市で成長しました。同氏は、テキサス大学エルパソ校に入学、(メキシコシティーに所在する) Instituto Panamericano de Alta Direccion do Empresas から経営観理学の学位を所得、卒業されました。同氏は又、メキシコ検眼医及び眼科医協会付属検眼医養成大学の卒業生です。

デブリン氏は、メキシコ眼科医及び検眼医協会の元会長並びに全国工業会議所の元会頭です。氏は、メキシコ赤十字及びグッドウィル工業会の全国理事、並びにメキシコ結核・肺臓協会の財務長を務められています。氏は又、メキシコシティーのYMCA(キリスト教青年協会)、全国視力障害者援助協会並びに全国メキシコ公共及び民間業務管理団体の理事として活躍されています。氏は、メキシコ政府の身障者健康推進委員会の諮問委員で、又全国メキシコ銀行及びインベルラト銀行の理事を務められています。

国際ロータリーの役員として、デブリン氏は、世界34カ国のロータリー会合において講演され、「世界社会奉仕(WCS)」と云った多くのロータリー・プログラムを推進されてこられました。氏は、現在、メキシコで最大の古眼鏡銀行の設置に当たっておられます。この銀行は、今後、試験的な世界社会奉仕プロジェクトとなります。

デブリン氏は、1970年以來、メキシコ・シティーのアナウアク・ロータリー・クラブの会員です。デブリン氏は、地域雑誌、Rotarismo en Mexcoの創刊編集者で、国際ロータリーでは、ロータリー財団管理委員、国際ロータリー理事、国際協議会グループ・リーダー、委員会委員長及び委員、及び地区ガバナーとして奉仕されました。1995-1996年度には、ハーバードG. ブラウン会長の特別補佐を務め、カナダ、アルバータ州カルガリーの1996年国際ロータリー年次大会のアドバイザーでした。現在、氏は、2000年ブエノスアイレス大会実行委員長、ロータリーの夢委員会委員、ポリオ・プラス・メキシコ担当顧問を努めておられます。デブリン氏は、ロータリー財団からその国際人道的及び教育プログラムの支援活動に対し、財団功労表彰状並びに特別功労賞を受賞されています。

2000～2001年度 RIテーマ

CREATE AWARENESS TAKE ACTION

意識を喚起し進んで行動を

私達の使命は、私達のクラブ、地域社会、そしてあまねく広く世界において、意識を喚起し— 進んで行動を、です。

親愛なる同僚ロータリアンの皆さん：

新しい世紀、新千年紀にはいって行くこの2000-01年度、あなた方の会長として、私は切実に意識しております— 即ち私達のクラブ、私達の地域社会、そして又私達のこの世界では適切に対処されぬまま、放置されている問題があまりにも沢山ある、ということです。ロータリアンとして私達はこれを見過ごし無視しておけるでしょうか、それともこれに対処して何か出来るでしょうか。

21世紀を迎えるにあたり、またロータリー100周年を目前に控えて、私達がこれに対して何かをする、と言うことを第一優先課題に取り上げる様、私は望みます。

私達の第一歩は、先ず物事を見定め、私達のクラブ、私達の地域社会、私達のこの世界が直面している諸問題について明確に意識することでなければなりません。問題意識は問題解決に至る欠くべからざる第一歩です。人々が気付かず捨てておけばおほくほどの行動も起こされず、問題は未解決のまま残ります。

意識するということは必ずしもそう易しいことではありません。みんなが言うほど事態はそんなに悪くないのだとか、そのうち自然に解決するさとか、つい信じてたくなるかもしれません。

私達のクラブ、地域社会、さらに広く世界において、私達が直面している問題について何かをしようと望むなら、私達は絶えず意識を喚起することが必要だと気付きます。ひとたび厳しい第一歩を踏み出せばもう後は引けません。意識を喚起することが問題

に対してロータリアンの目を開かせます。ロータリアンは、問題に対して目が開けば、話し合います、討論します、そして取るべき最善の方策について検討します。また私達の方策に賛同してくれるロータリアン以外の人々や他のグループを探し出し、そうして進んで行動を起こすのです。

ロータリアンにとって、この二つの作業は絶対不可欠のものであります。意識しても行動しなければ役に立ちませんが、はっきり意識しなければ行動することもできません。意識と行動が結びつけば、ロータリアンは私達のクラブ、地域社会そして私達の世界における危急の要請を見定め、これに的確に対処することが出来ます。また行動の道しるべとなる意識あってこそ私達の持てる資力を、最もそれを必要とするところへ確実にさし向けられるのです。

ロータリアンとして、私達はクラブを強化する潜在力を持っており、また世界29,500余の地域社会において、広く公共の支持を受けて、問題を解決に導くという信望を背負っております。私達はまた、私達の人道的活動を、地球上隅々まで押し進める大規模な国際的ネットワークを持っているのです。

2000-01年、相共に強力するにあたって、さあ皆さん、決して忘れてはいけません：私達の使命は、私達のクラブ、地域社会、そしてあまねく広く世界において、意識を喚起し— 進んで行動を、です。



フランク J. デブリン

2000-01年度 国際ロータリー会長

2000～2001年度第2730地区ガバナー



あ ま よ し あ き
安 満 良 明

昭和22年4月2日生

現住所

鹿児島県始良郡加治木町朝日町187

【略 歴】

柁城小学校PTA会長

加治木高等学校PTA会長

浄土真宗 性応時(しょうおうじ)第21代住職

阪神淡路大震災鹿児島会議代表

加治木たかんぱっちょ交流会 会長(地域起こし国際交流団体)

加治木柁城ミニバスケットスポーツ少年団顧問

【ロータリー歴】

1975年 加治木ロータリークラブ 入会

1993年 ポール・ハリス・フェロー

1995年 加治木ロータリークラブ 会長

1998年 米山功労者

1999年 ベネファクター

2000年7月1日 国際ロータリー第2730地区 ガバナー就任

国際ロータリー第2730地区

2000～2001年度

地区運営方針

【基本方針】

フランク・J. デ布林国際ロータリー会長エレクトは「21世紀における我々の使命はなにか？」と問いかけられ、「変化を恐れずに積極的に行動を」と、【意識を喚起し、進んで行動を】を2000 - 2001年度RIのテーマとして示されました。あなたのクラブや地域を見つめてください。プログラムや方針がうまく機能していますか。機能していなければ、新しいアイデアや新しい方法を試してください。そのためには、ロータリアン全員が私達のクラブ、地域社会、そして私たちが直面している問題を認識しなくてはなりません。それが「意識の喚起」です。ロータリアンが意識を喚起しない限り問題は未解決のままです。意識を喚起することによって、行動が起こります。変化することを恐れずに、「進んで行動を」いたしましょう。

【強調事項】

1. 増強と拡大と退会予防

1997年6月、世界のロータリアンは121万5千人いました。1999年10月には118万人を切り、本年度もすでに28,500名の退会者が出ています。この会員減少は、世界恐慌の時と第2次世界大戦の時以来です。この会員の減少は、クラブにとって運営面や奉仕活動に大きな影響を与えています。経済が好ましくない今、増強は難しいとは思いますが、増強なくしては減少に歯止めはかけられません。また、退会は入会3年未満の会員が多いとされています。新入会員のアフターケアも大切な退会防止策ではないでしょうか。

2. 広報とメディアの活用

日本人の善の美德は、他人に知らせないという気持ちがあります。しかし、ロータリアンの行った奉仕活動を正當に報道してもらうことは大切なことです。それによって、広く社会にロータリーを知ってもらえるからです。より優れた報道は、ロータリーのイメージを高め、推進します。地区では、ホームページを開設し、ロータリアンはもとより地域の方々への広報と情報の伝達に役立てたいと準備しております。

3. 新世代の育成

現代社会の歪みは新世代に悪影響を与え、様様な事件が起きています。このことに対して、ロータリアンも見逃してはいけないと思われます。それぞれの地域でロータリアンのできる範囲で手を差し伸べていかななくてはなりません。もちろんインターアクト、ローターアクト、ライラなどの育成や協力も忘れてはなりません。

4. 社会奉仕

「私たちの地域が今何を求めているか」しっかりと考え、地域のニーズにあった奉仕を実行しなければなりません。そうすることでロータリーが地域に喜ばれ、認められていきます。

5. 世界社会奉仕

世界では紛争を絶えず、飢餓や疫病に苦しむ人々がたくさんいます。その根本にあるのが差別と識字率の低さです。平和な日本からのぞき見る限りでは、その実態は解りません。しかし、RIは様々なプログラムを用意しています。可能な限り参加して下さい。

6. RI財団への協力

年次寄付は1人110ドルが目標であり、恒久基金はベネファクターを50名以上のクラブに2人以上、50名以下のクラブに1人以上お願いいたします。このために、財団の仕組みや事業内容を会員によく理解していただくことが必要です。

7. 米山奨学会への協力

日本のロータリー独自の奨学金であり、奨学生を通じて日本が国際社会へ貢献する、またとない機会だと思います。クラブ内に、米山担当者を置き、1人1万円を目標に努力していただきたいと思っております。

8. 地区及び分区の行事への参加

地区大会、PETS、地区協議会及び分区で開催のIM、ライラなどに可能な限り参加して下さい。

会 長 挨 拶

山 元 正 明

伝統ある鹿児島西ロータリークラブの会長を20世紀の世紀末から21世紀の初めにかけて勤めさせていただく事になりましたが、これは何かのご縁というものでしょう。私は年齢だけは充分重ねてきておりますが、ロータリーアンとしては、知識も経験も不足しており、果たして会長が勤まるものか、内心^{しくじ}忸怩たるものがあります。

然し、川平さんという経験豊富で有能な方に幹事役をお引き受け頂き、行動力、実行力共に優れた各委員長、会員の皆様方の絶大なお力添えを頂いて、会長という大事なお役目を果たしたいと覚悟している次第です。皆様どうぞ宜しくお願い申し上げます。

フランク・J・デブリンRI会長は、今年のテーマとして「意識を喚起し、進んで行動を」と示しておられます。そして会員増強を強く求めておられます。その増強のために、私は魅力ある楽しいクラブづくりと会員同士の友愛と和を計る具体的な方策を検索しながら、一致団結して内部充実を図り、退会者が出ないように思いやりの心を持って、全員で会員増強を計り、そして職業モラルの向上に努め、我々が手本を示して、新世代育成にも努力して行きたいと思っています。

具体的な目標達成には、私自身四つのテストに照らして、己を律しながら任務を果たしたいと思っておりますので、宜しくお力添え下さるようお願い申し上げます。

幹 事 挨 拶

川 平 建次郎

伝統と実績豊かな鹿児島西ロータリークラブの、2000～2001年度の幹事に指名されましたので、勤めさせていただきます。

入会以来、15年が経過致しましたが、未だにロータリーのことを良く理解できないままに、不本意ながら幹事の大役を仰せつかり、役目を全うできるのか不安でいっぱいですが、山元会長の指示に従い、また会員各位のご協力を頂きながら精一杯、任務を遂行してみます。

鹿児島西ロータリークラブの諸先輩が築かれた、豊かな伝統を継承しながら、山元年度の重点目標である「会員増強」と「職業モラルの向上」には、懸命に取り組みたいと思っています。

会員の皆様のご理解と友情なしには結果は出せません。ご指導とご鞭達のほど、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

鹿児島西ロータリークラブ・行事予定表（年間）2000. 7. 1～2001. 6. 30（上期）

特別月間	月	日	行 事	理事会	100万円	学習会・RAC/プロバス例会	そ の 他
識字率向上月間	7月	5	クラブ協議会（方針・計画）			3 学習会(261回)	
		12		○	○	6 RAC例会	
		19	インフォーマルミーティング			13 プロバス例会	
		26				18 RAC例会	
会員増強拡大月間	8月	2	クラブ協議会（決算・予算）			3 RAC例会	
		9	クラブフォーラム（会員増強）	○	○	7 学習会(262回)	24 RA/PB/RC懇親会
		16	お盆・休会			10 プロバス例会	23 加世田RC訪問
		23				17 RAC例会	
		30					
新世代のための月間	9月	6	クラブフォーラム（新世代）			4 学習会(263回)	
		13	ファイヤサイドミーティング(観月会)			7 RAC例会	13 観月会
		20	クラブ協議会（ガバナー公式訪問・準備）	○	○	14 プロバス例会	? 新入会員との懇親会
		27	ガバナー公式訪問			21 RAC例会	
職業奉仕月間・米山月間	10月	4	クラブフォーラム（職業奉仕）			2 学習会(264回)	
		11		○	○	5 RAC例会	
		18	職場訪問			12 プロバス例会	18 職場訪問
		25				19 RAC例会	
R財団月間	11月	1				2 RAC例会	
		8	クラブフォーラム（ロータリー財団・米山）	○	○	6 学習会(265回)	
		15				9 プロバス例会	
		22				16 RAC例会	25・26 地区大会
		29	クラブ協議会（地区大会・報告）				
	12月	6				4 学習会(266回)	
		13	年次総会	○	○	7 RAC例会	
		20	クリスマス家族会			14 プロバス例会	20 クリスマス家族会
		27				21 RAC例会	

特別 月間	月	日	行 事	理事会	100万FM	学習会・RAC/プロバス例会	そ の 他
R 理 解 推 進 月 間	1 月	3	松の内・休会			4 RAC例会	10 市内RC合同例会
		10	市内クラブ 合同例会			9 学習会(267回)	? 市内RAC合同例会
		17	クラブ協議会(上期報告・下期計画)	○	○	11 プロバス例会	
		24				18 RAC例会	
		31					
世 界 理 解 月 間	2 月	7	クラブフォーラム(国際奉仕)			1 RAC例会	? IM
		14		○	○	5 学習会(268回)	23 RI創立記念日
		21				8 プロバス例会	? 新入会員との懇親会
		28				15 RAC例会	RA全国大会 2/24, 25
	3 月	7	R賞贈呈式			1 RAC例会	11 早朝清掃
		14		○	○	5 学習会(269回)	11~17 世界RA週間
		21				8 プロバス例会	13 世界RAの日
		28	城西RC・サザンウィンドRCとの合同例会			15 RAC例会	23 西RC創立記念日 ? 西RAC 20周年記念式
R 雑 誌 月 間	4 月	4	クラブフォーラム(会報・雑誌)			2 学習会(270回)	? 新世代のためのロータリー会議
		11		○	○	5 RAC例会	
		18				12 プロバス例会	
		25				19 RAC例会	
	5 月	2				7 学習会(271回)	? 地区協議会
		9	クラブフォーラム(出席・親睦)	○	○	10 RAC例会	? ライラ
		16				10 プロバス例会	
		23	クラブ協議会(地区協議会報告)			24 RAC例会	
		30					
	6 月	6		○	○	4 学習会(272回)	14~17 国際大会
		13	ファイヤサイドミーティング			7 RAC例会	
		20	クラブ協議会			14 プロバス例会	
		27				21 RAC例会	

鹿児島西ロータリー72000～2001年度(2000.7～2001.6)理事・役員・委員会構成

(理事) 会長 山元正明
 (理事) 幹事 川平建次郎
 (理事) 職業奉仕委員長 田崎一郎
 (理事) 社会奉仕委員長 若松喜八郎
 (理事) 新世代委員長 福元紳一
 (理事) 国際奉仕委員長 長柄英男
 (理事) 会計 岩元基

(理事) 副会長 古木圭介
 (理事) 副幹事 三反田藤男
 (理事) 直前会長 太原春雄
 (理事) 会場監督(SAA) 岩切豊
 副SAA 小田代憲一
 副SAA 秋月宗近

委員会	委員長	副委員長	委員					
クラブ奉仕委員会	古木 圭介	竹下 威	榎田 浩典 板木 泰文 桐明桂一郎	水流 洋 須田 正己	坂元 明雄 庵木 英雄	正 建二郎 徳留 忠敬		
会員増強	榎田 浩典	竹下 洋	池口 恵観	高山 義則	藤安 秀一			
会員選考	水流 洋	諏訪園 隆	高井 敏治					
職業分類	坂元 明雄	山下 皓三	福田 正臣					
出席	正 建二郎	中村 英幸	小園 正人	中嶋 健	桜美 義明	片平 可也		
親睦	板木 泰文	深尾 兼好	村田 和雄 山本 広明 串間 新一 橋元 忠也	福田 一郎 鮫島 康成 大山 俊英 森 俊英	山田 三宅 池田 千明 鎌田 照男	晴彬 一男 西川 明 福島 井倉	鉾之原大助 西川 明 福島 井倉	助 明 寛 徹 郎 潤
ロータリー情報	須田 正己	江夏 洋	海江田 卓	南 徹	大平 重隆			
会報・雑誌	庵木 英雄	加藤 一徳	三角桂次郎	中村 一雄	原田 隼男			
プログラム	徳留 忠敬	有馬 戦男	岩元 紀彦	田中 寛吉	松田 健一			
広報	桐明桂一郎	坂木 貞剛	太原 春雄	染川 周郎				
職業奉仕委員会	田崎 一郎	山下 健	岩男 秀彦	松田 忠臣	中園 雅治	町田 猛		
Rボランティア	玉利 賢介	藤 裕己	竹下 威 中村 英幸 有馬 戦男 川畑 宏二 菅 富男	竹下 洋 深尾 兼好 坂木 貞剛 有村 仁志 須田 正己	諏訪園 隆 江夏 健 山下 悦郎 濱田 悦郎	山下 皓三 加藤 一徳 本田 亨 江口 清隆		
社会奉仕委員会	若松喜八郎	本田 亨	小山 幸義	池田勝一郎	田畑 勇			
新世代委員会	福元 紳一	川畑 宏二	岩田 泰一	藤川 毅				
ローターアクト	天本 美信	有村 仁志	野添 良隆	日高 好久	瀬戸口良一			
インターアクト	樋渡 良一	濱田 悦郎	木治屋克己	上原 満				
国際奉仕委員会	長柄 英男	江口 清隆	玉川 哲生	大浦 教一	藤井 洋三			
R財団	前田樹一郎	菅 富男	森永 茂樹	和田 武弘				
米山記念奨学会	三反田藤男	須田 正己	佐伯 壽郎	水淵 清治				
R賞推薦委員会	古木 圭介	田崎 一郎	長柄 英男	若松喜八郎	福元 紳一			

第2730地区 鹿児島市内分区・ガバナー補佐 海江田 卓
 第2730地区 ボランティア委員会・委員長 高山 義則
 第2730地区 新世代委員会・委員 古木 圭介
 第2730地区 G S E 委員会・委員 南 徹
 創立40周年 記念事業準備・委員長 古木 圭介

クラブ概況報告

(平成12年7月1日現在)

1. 創 立 年 月 日 1963年 (S38年) 3月23日
2. 承 認 年 月 日 1963年 (S38年) 6月27日(九州において第28番目)
3. チャーターナイト 1963年 (S38年) 11月20日
4. 当時の R・I 会長 ニッチシ・P・ラハリー (インド)
5. 当時の ガバナー 進藤誠一 (第370地区)
6. スポンサークラブ 鹿児島ロータリークラブ
7. チャーターメンバー 24名 (その内現在会員1名)
8. アディショナルクラブ名と
創 立 年 月 日
 1. 加 治 木 RC 1967年 (S42年) 6月24日
 2. 加 世 田 RC 1972年 (S47年) 10月18日
 3. 枕 崎 RC 1972年 (S47年) 12月 4日
 4. 鹿児島城西 RC 1986年 (S61年) 9月16日
9. 地区外ロータリークラブ
との姉妹兄弟関係
 1. 第2800地区日本鶴岡 RC
=1965年 (S40年) 5月9日締結
会員相互親善訪問, 週報等の交換
 2. 第5130地区米国カリフォルニア州サンタロー
ザ・サンライズ RC
=1989年 (平成元年) 4月29日締結
青少年交換事業
10. 提唱インターアクトクラブ
 1. 鶴丸高校 IAC
発会日 1964年 (S39年) 10月8日
 2. 鹿児島高校 IAC
発会日 1971年 (S46年) 6月17日
11. 提唱ローターアクトクラブ
名称: 鹿児島西ローターアクトクラブ
1976年 (S51年) 6月24日発会
12. 提唱プロバスクラブ
名称: 鹿児島西プロバスクラブ
1998年 (H10年) 1月23日発会
13. 区 域 鹿児島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へ-西田橋-高麗橋に至り西へ高麗町本通り-大学通り-中郡電停-更に電車路線に沿い鴨池公園南角に至り西へ谷山街道を経て宇宿町へ至る鹿児島市西方区域。(但し、旧谷山市に属する区域を除く)

14. 事 務 所	鹿兒島市金生町3番1号山形屋内 TEL(099-223-5902) FAX(099-223-7507)
15. 例 会 日	毎週水曜日12時30分～13時30分
16. 例 会 場	山形屋1号館7階社交室
17. 歴 代 ガ バ ナ ー	14 ページ
18. 歴 代 分 区 代 理	桜美 四郎(1967) 鮫島志芽太(1970) 塘 一郎(1972) 岡元健一郎(1978) 川上鐵太郎(1983) 福田 敏之(1986)
19. 歴 代 会 長	14 ページ
20. 歴 代 幹 事	15 ページ
21. 現 在 会 員	正会員55名 アデショナル正会員 0名 シニア・アクチブ会員 40名 計 95名
22. 平 均 年 齢	59.2才 最高 81才 最低 35才 80代 3名 70代 10名 60代 34名 50代 28名 40代 18名 30代 2名
23. 出 席 率	本年度目標94%
24. 入 会 金	35,000円
25. 年 会 金	190,000円
26. ビ ジ タ ー 会 費	1,900円
27. 会 報	毎週週報を発行
28. ロ ー タ リ ア ン 誌	「ロータリーの友」全員購読
29. ク ラ ブ 協 議 会	6回
30. ク ラ ブ フ ォ ー ラ ム	7回
31. インフォーマルミーティング	1回
32. 理 事 会	定例…毎月第2例会日 臨時…必要に応じて随時
33. 委 員 長 会 議	年2回
34. 会 長 幹 事 会	市内…6回

○ チャーターメンバー

安楽慶一郎	福井 浩	船木 潔	堀 俊一	犬伏 康夫
岩元 健吉	岩元 正二	河井 時義	川村 洋	小山 幸義
倉園 清市	黒木長太郎	牧田 健二	松元 明一	大小田友一
大山 実	西郷 隆永	桜美 四郎	柴山 一雄	島津 忠丸
田原 誠助	塘 一郎	土橋 英夫	米倉 秀雄	計 24名

○ マルチプル・フェロー

故(柴山 一雄) (1回)	池口 恵観 (3回)	玉川 哲生 (1回)	
小園 正人 坂元 明雄	高井 敏治 山下	健 高山 義則	片平 可也

以上9名

○ ベネファクター

中村 一雄	古木 圭介	坂元 明雄	須田 正己	故(永松實夫)
菅 富男	太原 春雄			以上7名

○ メモリアルコントリビューター

菅 富男 以上1名

○ ポールハリス・フェロー

故(塘 一郎)	柿市 高重	藤安 辰造	故(牧田 健二)	河井 時義
故(川村 洋)	故(土橋 志享)	川上 鐵太郎	故(川田 恵一)	故(徳澤 紀生)
故(海老原利則)	有馬 敏之	林 其為	故(外西 寿彦)	安田 正治
池田 廣	福田 敏之	岩元 紀彦	村田 和雄	木治屋 克己
上原 満	岩元 基	竹下 洋	岩男 秀彦	中村 一雄
三角桂次郎	田中 寛吉	太原 春雄	榎田 浩典	染川 周郎
永松 実夫	水流 洋	森永 茂樹	前田 樹一郎	岩田 泰一郎
鏝之原大助	竹下 威	山元 正明	長柄 英郎	福田 和磨
松田 忠臣	田崎 一郎	中川 宏	若松喜八郎	山下 良一
江口 清隆	山田 晴彬	板木 泰文	玉利 賢介	榎渡 皓三
佐伯 寿郎	本田 亨	海江田 卓	三反田 藤男	山下 富男
須田 正己	江夏 洋	柴山 一清	野添 良隆	菅 毅
有馬 戦男	中嶋 健	東郷 三郎	加藤 一徳	藤川 隼男
和馬 武弘	大浦 教一	田畑 勇	正 建二	原村 仁志
天本 美信	坂木 貞剛	藤安 秀一	岩切 豊	有村 雅治
徳留 忠敬	日高 好久	藤 裕己	福元 紳一	中園 兼好
川畑 宏二	南 徹	池田勝一郎	鮫島 信一	深尾
小田代 窓一	秋月 宗近			以上87名

○ ポールハリス準フェロー

故(桜美 四郎)	故(岩元 健吉)	岩元 正二	故(岡山 栄)	池田 穰
故(永井 利承)	浜田 馨	中村 善治	光吉 正昭	桜美 義明
久野 洋一	崎元 行範	故(内山 光男)	古木 圭介	川平建次郎

○ 米山功労クラブ

(第1回表彰) 1996. 12. 26
 (第2回表彰) 1998. 6.
 (第3回表彰) 2000. 11. 26 (予定)

○ 米山功労者

玉川 哲生 高山 義則 片平 可也 村田 和雄

○ 米山功労法人

(名) 明石屋菓子店(岩田泰一) 育英社(前田樹一郎) 竹下清蔵商店(竹下洋)

○ 米山ファンドフェロー

宇治野純章 岩男 秀彦 竹下 洋 村田 和雄 永松實夫

○ 準米山功労者

岩元 紀彦 川平建次郎 山元 正明

西ロータリークラブの推移

昭和	西 暦	ガ バ ナ ー	会	長
38~39	1963~64	嘉村平八	初代	桜美四郎
39~40	1964~65	町田秀実	2代	土橋英夫
40~41	1965~66	島津久厚	3代	塘 一 郎
41~42	1966~67	吉村常助	4代	米倉秀夫
42~43	1967~68	向笠広次	5代	島津忠丸
43~44	1968~69	大津篤造	6代	鮫島志芽太
44~45	1969~70	日高安壮	7代	佐伯延次郎
45~46	1970~71	八田 秋	8代	久保田彦穂
46~47	1971~72	小田一昭	9代	岩元正二
47~48	1972~73	東 博仁	10代	牧田健二
48~49	1973~74	杉原頼三	11代	川村 洋
49~50	1974~75	竹野 融	12代	新福栄熊
50~51	1975~76	後藤基彰	13代	福田敏之
51~52	1976~77	塘 一 郎	14代	岡元健一郎
52~53	1977~78	西田武雄	15代	河井時義
53~54	1978~79	吉村武文	16代	藤安辰造
54~55	1979~80	井上和人	17代	川上鐵太郎
55~56	1980~81	福島親比古	18代	浜田 馨
56~57	1981~82	大久保一 郎	19代	中村俊雄
57~58	1982~83	杉村 進	20代	久保政次
58~59	1983~84	丸田美德	21代	高井敏治
59~60	1984~85	田中千尋	22代	池田 廣
60~61	1985~86	外山三郎	23代	福田正臣
61~62	1986~87	岩澤光男	24代	中村善治
62~63	1987~88	池田卓郎	25代	小園正人
63~64	1988~89	岡村俊一	26代	外西寿彦
H1~H2	1989~90	岩下哲夫	27代	三角桂次郎
H2~H3	1990~91	今林重夫	28代	川田恵一
H3~H4	1991~92	井上日出男	29代	木治屋克己
H4~H5	1992~93	本坊蔵吉	30代	岩元紀彦
H5~H6	1993~94	三重野良輔	31代	岩男秀彦
H6~H7	1994~95	佐々木典綱	32代	吉留 益
H7~H8	1995~96	竹内三郎	33代	岩元 基
H8~H9	1996~97	海江田順三郎	34代	玉川哲生
H9~H10	1997~98	関師鎮雄	35代	高山義則
H10~H11	1998~99	鮫島哲也	36代	海江田 卓
H11~H12	1999~2000	井ノ上 繁	37代	太原春雄
H12~H13	2000~2001	安満良明	38代	山元正明

(歴代会長並びに幹事)

幹 事	会 員 数	平 均 年 齢	平 均 出 席 率
川 村 洋	35名	50.0才	99.18%
高 徳 三 蔵	44	49.0	99.11
河 井 時 義	48	51.40	99.09
藤 安 辰 造	46	52.70	98.81
安 楽 慶 一 郎	55	53.30	99.79
柴 山 一 雄	58	53.00	99.92
高 井 敏 治	61	52.80	99.92
久 保 政 次	65	52.60	98.83
田 平 禮 章	73	53.19	99.01
浜 田 馨	79	52.09	98.14
外 西 寿 彦	75	54.30	98.73
小 山 幸 義	79	53.80	97.91
池 田 廣	85	54.60	97.63
中 村 善 治	86	55.70	95.49
小 園 正 人	90	57.10	96.52
三 角 桂 次 郎	87	56.45	96.59
川 田 恵 一	88	57.25	96.92
光 吉 正 昭	87	57.47	97.07
徳 澤 紀 生	86	57.58	96.22
水 淵 清 治	89	57.02	93.96
木 治 屋 克 己	85	57.18	93.75
柿 市 高 重	81	58.27	92.05
山 下 皓 三	86	58.23	93.31
中 尾 洋	85	57.63	95.36
桜 美 義 明	89	58.10	94.74
岩 元 基	91	58.05	94.06
古 木 圭 介	90	57.97	93.21
内 山 光 男	94	57.72	91.68
上 原 満	96	57.49	90.33
玉 川 哲 生	99	57.91	91.94
佐 伯 壽 郎	95	58.37	88.13
江 夏 洋	87	57.29	88.94
中 川 宏	87	57.86	90.62
森 永 茂 樹	91	57.29	91.12
榎 田 浩 典	92	57.37	92.65
岩 田 泰 一	96	57.85	91.91
村 田 和 雄	97	57.53	91.54
川 平 建 次 郎	95	59.02	

委 員 会 報 告

ク ラ ブ 奉 仕 委 員 会

委員長：古 木 圭 介

委 員：(副)竹下 威, 榎田 浩典・水流 洋, 坂元 明雄, 正 健二郎
板木 泰文, 須田 正己, 庵木 英雄, 徳留 忠敬, 桐明桂一郎

基 本 方 針

クラブ奉仕は、クラブ奉仕関係の各委員会の事業がスムーズに選ぶための調整を行い、すべての行事のバックアップをすることを旨とする。

本年度の計画

1. 委員間の意志疎通をはかるため、随時委員会を開催する。
2. 当クラブの誇りである良い雰囲気を保ち、会員相互の親睦を推進できるようバックアップする。
3. 新入会員への的確な情報を伝達し、さらに友情を深めるよう努める。
4. 退会者のいないクラブ運営に努める。

会 員 増 強 委 員 会

委員長：榎 田 浩 典

委 員：(副)竹下 洋, 池口 恵燿, 高山 義則, 藤安 秀一

基 本 方 針

クラブの円滑な運営、活性化と向上発展のため、会員選考・職業分類の両委員会と関係を保ちながら、年齢的・職業的なバランスにも留意し、積極的な会員増強に努める。

本年度の計画

1. 転勤・退会等を考え10%程度の会員増強を目指す。
2. 特に未充填職業分類の会員増強を計る。
3. 会員の皆様に会員ご推薦のご協力をお願いしたい。

会 員 選 考 委 員 会

委員長：水 流 洋

委 員：（副）諏訪園 隆，高井 敏治

基 本 方 針

会員の選考については下記の点に留意する

1. 社会人として常識的バランス感覚をもつ人で、クラブ会員として適格性と社会的地位の評判が良いこと。
2. 奉仕の精神にあふれ、積極的に奉仕活動をすること。

本年度の計画

職業分類、会員増強の各委員会と連絡を密にしてすぐれた会員の増強に努めたい。

職 業 分 類 委 員 会

委員長：坂 元 明 雄

委 員：（副）：山下 皓三，福田 正臣

基 本 方 針

地域社会の職業分類について調査し、これに対する充填並びに未充填職業の分類表を作成して職業分類上からみた会員構成の改善点を検討する。

本年度の計画

- 1) 地域社会の職業分類とこれに対する充填並びに未充填の分類表を作成する。
- 2) バランスのとれた会員構成を目標にクラブ奉仕、会員増強、会員選考の各委員会と協力し、未充填職業の会員獲得に努力する。

出席委員会

委員長：正 建二郎

委員：(副)中村 英幸, 小園 正人, 中嶋 健, 桜美 義明, 片平 加也

基本方針

クラブ会員は例会に出席する事が、会員の基本であり、そこから会員としての活動が始まる。出席率の向上を計り、クラブ例会の欠席に対してはメイクアップするよう奨励する。

本年度の計画

- 1) 出席率が落ちた場合例会出席率発表の都度出席やメイクアップを奨励する。
- 1) 長期欠席者には連絡をとり、欠席の理由を聞き対策を幹事を供にとる。

親睦委員会

委員長：板 木 泰 文

委員：(副)深尾 兼好, 村田 和雄, 福田 一郎, 山田 晴彬
銚之原大助, 山本 広明, 鮫島 信一, 三宅 一男, 西川 明寛
申間新一郎, 大山 康成, 池田 千明, 福島 徹郎, 橋元 忠也
森 俊英, 鎌田 照男, 井倉 潤

基本方針

会員相互の親睦をはかることをまず第一の方針とし、特に経験豊富な先輩会員方と若い会員との交流の場を増やしたいと共にビジター、ゲストや来訪者に好感のもてるクラブに努めたい。

本年度の計画

1. 観月会, クリスマス家族会を含む参睦会を年4回とする。(すこし趣向をこらしたい。)
2. 有志によるゴルフコンペの実施(年一度は平日を予定しその時はパーティーは夜行なう。)
3. ニコニコBOXの件数を増やし、クラブの活性化に貢献したい。
4. 有志による夜の親睦会を年に1~2回もうけたい。

ロータリー情報委員会

委員長：須田正己

委員：(副)江夏洋, 海江田卓, 南徹, 大平重隆

基本方針

1. 会員時に新入会員に、会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員が適切な理解をして、早期にクラブに馴染まれるようにする。
2. 会員に、国際ロータリーの歴史、綱領、活動等各方面に関する情報を提供する。
3. 月例学習会の充実を図る。

本年度の計画

1. 会員候補者の推薦者・会員増強委員会・会員選考委員会・職業分類委員会等、入会に関する各委員会及び幹事のご協力をいただきながら、新会員に対し、個別的に、「入会時オリエンテーション」を実施する。
2. 年間少なくとも二回、新入会員を対象にして、各委員長及び幹事のご協力をいただいて、「新入会員との懇談会」を実施する。
3. 会員及び新入会員を対象にして、毎月第一月曜日午後6時30分～8時30分の間に「月例学習会」を実施する。

会報・雑誌委員会

委員長：庵木英雄

委員：(副)加藤一徳, 三角桂次郎, 中村一雄, 原田隼男

基本方針

1. 毎週例会ごとクラブ週報を発行しクラブ内外の情報を伝達する。特にトピックス的なことに注目する。
2. ロータリーの友・ガバナー月信とともに情報伝達、会員教化の資料として積極的な愛読を奨励する。
3. クラブの全体的な活動状況など記録として残すようにする。

本年度の計画

1. 週報の内容充実に努力する。(項目見直し)
2. 各委員会との情報連絡を密にし短信欄で流す。
3. ロータリーの友・ガバナー月信の特に会務として大事と思われる記事は適宜紹介する。
4. インターネット導入準備(回線加入、ホームページ原稿作成、予算化=基本料金+通話料)

プログラム委員会

委員長：徳 留 忠 敬

委員：（副）有馬 戦男，岩元 紀彦，田中 寛吉，松田 健一

基本方針

時代に即応した幅広い話題を提供できるテーマと講師の選定に努め、クラブ例会の活性化に資する。

本年度の計画

1. 幅広い話題（面白い、ためになる、元気がでる）を提供する。
2. 「ロータリーのテーマ」に沿った情報を提供する。
3. なるべく多くの会員に卓話の機会を設ける。

広報委員会

委員長：桐 明 桂一郎

委員：（副）坂木 貞剛，太原 春雄，染川 周郎

基本方針

ロータリーの理念や活動目的を理解して支援をいただくために、地元の報道機関やマスコミの協力のもとに広報を囲っていく。

本年度の計画

- ① 地元の報道機関との懇談会や定期的なニュースソースの提供などを通じ、ロータリーの存在、活動内容への理解を深めてもらう。
- ② ニュース性のある話題を積極的に提供するため、情報収集などの面での会員各位の協力を呼びかけていく。

S A A 委 員 会

委員長：岩 切 豊

委 員：(副)小田代憲一, 秋月 宗近

基 本 方 針

例会場としての気品を保ち、例会が秩序正しく運営されるよう努めると共に、会員間の親睦が図れ、ゲストやビジターにも満足していただける設営に心掛ける。

本年度の計画

1. 定刻開始・終了の時間厳守
2. 卓話中の私語の禁止、携帯電話等の自粛などマナー向上に努める。
3. ゲスト、ビジターの送迎に心を配る。
4. 会員間のより一層の親睦のため、設営に工夫を凝らす。

職 業 奉 仕 委 員 会

委員長：田 崎 一 郎

委 員：(副)山下 健, 岩男 秀彦, 松田 忠臣, 中園 雅治, 町田 猛

基 本 方 針

会員各自が自己の職業に誇りと自覚を持つとともに、他の会員の職業に対する、理解と認識を深め、各会員及びクラブがそれぞれの職業を通じて奉仕を日常的活動として実践し、地域社会に貢献することを基本方針とする。

本年度の計画

1. 職業奉仕の認識を高めることを目標に基本方針である「職業宣言」を例会場に掲示する。
2. ボランティア委員会と協力し、会員個人ならびロータリークラブとしてのボランティア活動に取組めるよう推進する。
3. 職業訪問を10月に実施する。
4. クラブ会員の推薦を受け、隠れた優良従業員の表彰を行う。
5. 新世代委員会と協力してインターアクト高校における職業選択フォーラムを計画している。
6. 四つのテスト唱和の実施
7. クラブ会員それぞれ職業奉仕の実態や認識理解する機会を設けたい。
8. 地域ボランティア団体の活動内容の充実を計りたい。

ボランティア委員会

委員長：玉 利 賢 介

委 員：(副) 藤 裕巳, 竹下 威, 竹下 洋, 諏訪園 隆, 山下 皓三
中村 英幸, 深尾 兼好, 江夏 洋, 加藤 一徳, 有馬 戦男
坂木 貞剛, 山下 健, 本田 亨, 川畑 宏二, 有村 仁志
濱田 悦郎, 江口 清隆, 菅 富男, 須田 正己, 田崎 一郎

基本方針

1. ロータリーのモットーである「超我の奉仕」の精神を喚起しボランティア活動をとおして、地域社会に奉仕する。
1. 職業奉仕委員会・社会奉仕委員会など各委員会と協力しながら、奉仕活動をする。

本年度の計画

1. ボランティア活動について理解と啓蒙（学習会）を行う。
1. 各会員のボランティア活動について、アンケート調査を行い、ロータリアンの広範囲な技能を活かした、活動を推進する。そして実行したい。

社会奉仕委員会

委員長：若 松 喜八郎

委 員(副) 本田 亨, 小山 幸義, 池田勝一郎, 田畑 勇

基本方針

先社会奉仕部門のプログラムである、人間尊重・環境保全・協同奉仕・地域発展に対し我がクラブとして望ましい活動、又、地域社会のニーズに合致した奉仕活動を模索し、出来ることを無理なく支援すべく努力する。

本年度の計画

1. 継続プログラムは従来通り実行する。
 - ①ロータリー賞
社会奉仕実践者に対して「ロータリー賞」を贈る。
 - ②社会福祉施設「ゆかり学園」の訪問。
 - ③西駅前清掃（RACと協同）
2. 他のプログラム
プロバスクラブと協同で各種施設の訪問。高齢者を支える交流会や創作展、あるいは福祉サービス・ボランティアなどについて何を協力出来るかを探る。

新 世 代 委 員 会

委員長：福 元 紳 一

委 員：(副)川畑 宏二、岩田 泰一、藤川 毅

基 本 方 針

自己責任型社会において指導者たり得る青少年の育成に努めたい。

本年度の計画

平成13年春に予定されている「第5回新世代のためのロータリー会議」のホストクラブになりますので、皆様の御協力を得て会議を成功させたいと思います。

ロ ー タ ー ア ク ト 委 員 会

委員長：天 本 美 信

委 員：(副)有村 仁志、野添 良隆、日高 好久、瀬戸口良一

基 本 方 針

- ①地位に密着した社会奉仕活動の推進をはかる。
 - ②ローターアクトの自主的活動への参画。
- ①・②への適切な助言及び、協力をはかると共に、多くのロータリアンと共に社会奉仕活動を行う。

本年度の計画

- ローターアクトクラブの計画に添い、研修・社会奉仕活動への参加と協力を行う。
 - ・月2回の例会
 - ・西駅前広場の清掃
 - ・愛の聖母園訪問
 - ・研修会及び他のローターアクトとの交流
 - ・チャリティーバザー等
- 会員増強への積極的な協力を図る。

インターアクト委員会

委員長：樋 渡 良 一

委 員：（副）濱田 悦郎、木治屋克己、上原 満

基本方針

インターアクト会員が積極的に参加する活動を支援する。会員並びに指導教師との話し合いの場をもち、相互理解を深め、青少年が将来社会の一員となることへの期待と自覚をもつ活動を推進する。

本年度の計画

1. インターアクト年次大会への参加。
2. インターアクトクラブ協議会への参加
3. 職業選択フォーラムを開催する。

国際奉仕委員会

委員長：長 柄 英 男

委 員：（副）江口 清隆、玉利 哲生、大浦 教一、藤井 洋三

基本方針

ロータリー活動を通じて国際理解と親善を推進し、国際平和に寄与する。

本年度の計画

- 1) サンタローザ友好協会の主催する青少年プログラムに協力する。
- 2) 南会員を団長としてメキシコに派遣されるGSEに協力する。
- 3) 鹿児島在住外国人、留学生、ボランティア活動家を招待し、国際親善や交流のあり方などのついて紹介していただく。

ロータリー財団委員会

委員長：前田 樹一郎

委員：(副)・菅 富男, 森永 茂樹, 和田 武弘

基本方針

ロータリー財団に関する情報を広め、設立された目的及び活動状況を理解してもらい、財団への認識をさらに深めてもらう。

本年度の計画

ポールハリスフェロー、準フェロー、ベネファクターの増加に努める。

米山記念奨学会委員会

委員長：三反田 藤 男

委員：(副)須田 正己, 佐伯 壽郎, 水淵 清治

基本方針

1. 一昨年までは、わがクラブにおいて米山奨学会関係の作業を副幹事、ロータリー財団委員会、国際奉仕委員会等が分担していた。
2. 地区には、「米山記念奨学会委員会」と「米山募金委員会」があるが、わがクラブには、「米山記念奨学会委員会」のみである。
3. 委員会の任務は、「ロータリー米山記念奨学学生の世話」と「財団法人・ロータリー米山記念奨学会への資金提供、即ち、クラブ会員への寄付の奨励」である。

本年度の計画

1. 「米山募金」は、昨年度に引き続きクラブ会長の重点指導項目である。
2. 馴染みの薄い「米山」に関する情報を、可能な限り、クラブ各員各位に紹介する。
3. 寄付には「普通寄付」と「特別寄付」がある。「普通寄付」にわがクラブにおいては、一人当たり年額2,000円として、半期毎に年額の半額を送付している。
「普通寄付」以外が「特別寄付」であり、クラブ会員あるいは会員外から寄付されるものである。
4. 「特別寄付」は、あくまでも自主的な行為であるが、委員会としては、目標を定めて、「特別寄付」を奨励する。
5. 本年度は、奨学生 李孟賢君の世話クラブとして担当します。

鹿児島西ロータリー・クラブ定款

第 1 条

名 称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

第 2 条

区 域 限 界

第1節 本クラブの区域限界は、次の通りとする。

鹿児島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へ－西田橋－高麗橋に至り、西へ高麗町本通り－大学通り－中郡電停－更に電車路線に沿い鶴池公園南角に至り、西へ谷山街道を経て宇宿町へ至る鹿児島市西方区域。（但し、旧谷山市に属する区域を除く）

第 3 条

網 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第 4 条

会 合

第1節

1. 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期的会合を開かなければならない。

2. 但し非常の場合または正当な理由ある場合は、本クラブ理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

3. また、例会が法定休日に当たる場合、または本クラブ会長が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合は、例会を取りやめることができる。

本クラブの理事会は、本項に明記されていない理由であっても、その裁量で、1ロータリー年度

に2回まで例会を取りやめることができる。但し、クラブが3回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第 5 条 会 員 身 分

第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類

本ロータリー・クラブの会員の種類は次の4種類、すなわち、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員および名誉会員とする。

第3節 正会員

国際ロータリー定款第5条第3節に定められた資格条件を有する者は、これをロータリー・クラブの正会員に選ぶことができる。正会員としての資格条件を有するが、そのクラブの正会員の事業または専門職務と同一の職業分類の者は、これを本節の規定の下にアディショナル正会員に選ぶことができる。このようなアディショナル正会員は、正会員としてのすべての特典を有する。但し、アディショナル正会員は、職業分類の保持者でなく、自らの職業分類の下に他のアディショナル正会員を推薦することはできない。

第4節 アディショナル正会員の 카테고리

クラブは3種類のアディショナル正会員を選ぶことができる。クラブはその3種類のそれぞれから職業分類を同じくするアディショナル正会員を1人選ぶことができる。

(a) 第1 カテゴリー—推薦者と同じ職業分類

正会員は自分と同じ職業分類に現実に従事している者をアディショナル正会員に推薦することができる。

(b) 第2 カテゴリー—元ロータリアン

正会員は、その職業分類の保持者の承諾を条件として元クラブ会員をアディショナル正会員に推薦することができる。但し、かつて属していたクラブを退会した理由が、本人がそのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。

(c) 第3 カテゴリー—元ローターアクター

正会員は、その職業分類の保持者の承諾を条件として、ローターアクト・クラブ元会員をアディショナル正会員に推薦することができる。この元ローターアクターは、クラブの区域限界内に住居または事業所があり、少なくとも4年間一つまたはいくつかのローターアクト・クラブの会員であったことがあり、退会した理由が、ローターアクト・クラブの会員の年齢の上限に達したか、そのクラブの区域限界外に移転したということではなければならない。

(d) 職業分類保持者の変更

すべてのアドレシヨナル正会員は、クラブの正会員はの1人と同じ職業分類をもたなければならない。正会員が職業分類の保持者である。職業分類の保持者である正会員が、シニア・アクチブ会員またはバスト・サービス会員になるなど、何らかの理由で、職業分類を保持しなくなった場合、同じ職業分類をもつアドレシヨナル正会員の1人が職業分類の保持者になる。このような職業分類を有するアドレシヨナル正会員が1人しかいない場合、このアドレシヨナル正会員が自動的に職業分類の保持者となる。このような職業分類を有するアドレシヨナル正会員が2名または3名いる場合、クラブはそのうち1名を選挙して、職業分類の保持者とするものとし、他のアドレシヨナル正会員の地位は元のままとする。

第5節 シニア・アクチブ会員

(a) 一般的資格条件

正会員またはバスト・サービス会員で、その一つまたはいくつかのクラブにおける正会員およびバスト・サービス会員としての経歴が次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にシニア・アクチブ会員となるものとする：通算15年以上会員であった者、あるいは現在60歳以上で通算10年以上会員であった者、現在65歳以上で通算5年以上会員であった者、現または元国際ロータリー役員。

(b) 元会員

クラブは、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員身分が終結した時点においてシニア・アクチブ会員であった者またはシニア・アクチブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクチブ会員に選ぶことができる。

(c) 権利と特典—シニア・アクチブ会員身分の制約

シニア・アクチブ会員は、すべて正会員と同一の権利、特典および責任をもつものとする。但し、シニア・アクチブ会員は職業分類を保持せず、また、アドレシヨナル正会員を推薦する権利をもたない。

(d) シニア・アクチブ会員の職業分類を充填する者

クラブは、シニア・アクチブ会員の従事している職業の職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

第6節 バスト・サービス会員

バスト・サービス会員は、職業分類を代表しないこと、および前述の第3節によるアドレシヨナル正会員を推薦する権利をもたないことを除き、正会員のもつすべての権利、特典および責任を有するものとする。

(a) バスト・サービス会員の資格条件

次の者は、バスト・サービス会員に該当する。

(i) バスト・サービス会員—引退

現職から引退したが、その他の点では、適格の地位にあったことなど、国際ロータリー定款第5条第3節の下にロータリー・クラブ会員の資格を備えている人は、これをバスト・サービス会員に選挙することができる。

(ii) バスト・サービス会員—職業分類の喪失

本人に落度がないのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、クラブ理事会の決

定によって、これをパスト・サービス会員に選挙することができる。

(b) 入会金の免除

現または元会員がパスト・サービス会員に選ばれた場合、2度目の入会金の支払を要しないものとする。

第7節 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員になることはできない。さらに、いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。

第8節 名誉会員

(a) 名誉会員の資格条件

ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を名誉会員に選挙することができる。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(b) 権利および特典

名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にもつくことができない。名誉会員は、職業分類を保持しない。しかし、本人が会員となっているクラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。

第9節 宗教、報道機関および外交官

複数の宗派の各代表者、複数の新聞社またはその他の報道機関の各代表者および複数の国の各国政府代表外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。但し、これらの代表者が組織規定に定められた資格条件を備えていることを要する。

第10節 公職に就いている人

一定の任期のあいだ選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き正会員としての身分を保持することができる。

第11節 国際ロータリーの職員

クラブは、国際ロータリーに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

第 6 条 職 業 分 類

第1節 職業分類

(a) 本クラブの各正会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。

(b) 本クラブの各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。

- (c) 修正。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限

正会員は、各職業分類から1名ずつとする。但し、2名以上の正会員が認められている3種の職業分類、すなわち、宗教、報道機関および外交官の職業分類並びにアディショナル正会員については、この限りでない。

第 7 条 出 席

第1節

本クラブの各会員はクラブ例会に出席しなければならない。会員が、本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 本クラブの例会の定例の前の14日または後14日以内に、
- (i) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、
 - (ii) 本クラブの指示によって、ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー村落共同隊、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー村落共同隊の例会に出席すること、または、
 - (iii) 国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー元並びに現役員のためのロータリー研究会、国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て招集された国際ロータリー元、現並びに次期役員のためのロータリー研究会、または国際ロータリー理事会の承認を得た他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。
 - (iv) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合。
 - (v) 会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合。会員が旅行中他国で例会に出席するならば、本項で決められているメイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中本クラブに欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。
 - (vi) 本クラブ理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトに出席すること。
- (b) 例会のときに、
- (i) 本節(a)項の(iii)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
 - (ii) 国際ロータリーの役員または委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わってい

る場合。

- (iii) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (iv) 国際ロータリーに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (v) メークアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、国際ロータリーまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。
- (vi) 本クラブ理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、本クラブの例会に出席できない場合。
- (vii) 会員が国内の転勤先で長期にわたって紛れもなく働いている場合。会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意により、会員は、転勤中、指定クラブに出席できる。指定クラブ幹事が所属クラブに適切な形で通知することによって、その出席が有効となり、所属クラブに出席が記録される。

第2節 メークアップの通知 本条第1節(a)項の(ii)、(a)項の(iii)、(b)項に記述されているような場合、会員が自らクラブにその事実を報告すれば、それだけで出席とみなされるものとする。(a)項の(i)および(iv)に記述されているような場合、会員が自らその旨報告するか、または、訪問先のクラブ幹事が、通知を送ることができる。

第3節 免除 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a)(i) 長期にわたる健康不良／傷害のため、または、ロータリー・クラブのない国に2週間以上滞在するため、例会出席が現実に不可能であり、理事会が、その欠席を承認している場合。
 - (ii) ロータリー・クラブのない国に滞在していて欠席することを予定する場合、会員は、旅行に出発する前に、あるいは、出発前が不可能なら、その国から書面で、本クラブ幹事にその旨報告するものとする。このような欠席を承認する前に、理事会は、この旅行のため会員が本条第1節(a)項に従って欠席をメークアップできないことを確認するものとする。
- (b) シニア・アクティブ会員で、一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であること。さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。前述のカテゴリー(a)の(i)と(ii)に該当する会員の欠席は、その出席を免除されているなら、当該期間中クラブの出席記録に算入されない。前述のカテゴリー(b)に該当する会員は、クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席率の算出に使わない。

第 8 条 理事および役員

第1節 本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、あらゆるクラブの事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当の理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員決定およびあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得

て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられなければならない。

第3節 本クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、本クラブ細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであっても、またはそうでなくても差し支えない。

第4節

1. 各役員は本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
2. 会長は、本クラブの細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前18カ月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に理事会のメンバーとなり会長エレクトを務めるものとする。会長は、選挙により会長を務めることとなったロータリー年度の7月1日に就任し、会長として選挙された年度中、または後任者が選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。
3. 各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき正会員（アディショナル正会員を含む）、シニア・アクティブ会員、またはパスト・サービス会員のいずれかでなければならない。クラブ会長の任務と責務をより深く理解するために、会長エレクトはガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告しなければならない。

第 9 条

入会金および会費

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、およびパスト・サービス会員は、すべて入会金および年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。但し、本クラブの正会員からシニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第 10 条

会員身分の存続

第1節 期間

会員身分は、次に定めるところによつて終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 終結する場合

- (a) 会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

- (i) 本人に落度がないのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、本クラブの理事会の決定によって、パスト・サービス会員に選ばれることができる。または、
 - (ii) 理事会の承認を得て正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を超えない期間を限つて、出席義務規定の特別免除を与えてもらうことができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており、かつ、引き続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を満たしていることが前提である。または、
 - (iii) クラブの区域限界外へ移転する正会員は理事会の承認を得て会員身分を保持出来る。但し、その会員は、同一職業分類の事業又は専門職務において依然として活動しており、ロータリー会員身分に伴う出席、その他すべての条件に引き続き従わなければならない。
 - (iv) 自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった正会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、出席その他すべてのロータリー会員としての資格条件を引き続き満たしていなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。
- (b) パスト・サービス会員が再び現実に事業または専門職務活動に復帰した場合、職業分類に空席があれば、自動的に正会員になるものとする。空席がなければ、パスト・サービス会員身分のままとする。
- (c) 名誉会員の会員身分は、本人が選挙された日の直後の6月30日をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議をもって、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。

第3節 再入会

正会員の会員身分が前提第2節の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

第4節 終結一会費不払

1. 所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。
2. このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量をもって、会員身分に復帰させることができる。但し、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第5節 終結一欠席

- (a) 本クラブの名誉会員を除く会員は、
- (1) ロータリー年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない。
 - (2) ロータリー年度の各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。

会員が前記の規定通り出席出来ない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、自動的に終結するものとする。

- (b) 本クラブの名誉会員を除く他の会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、自動的に終結するものとする。会員が現国際ロータリー役員である場合、任期满了まで、所属クラブの例会出席を免除されるものとする。

第6節 他の原因による終結

- (a) いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (b) 会員は資格条件を備えていても、理事会が十分と認める理由があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (c) 前項(a)または(b)のいずれの場合も、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (d) 会員身分を終結させる決定が行われた場合、幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、本クラブに提訴するか、もしくは本定款第14条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべき本クラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、本クラブの全会員宛に与えられなければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。
- (e) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。
- (f) もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

第7節 退会

いかなる会員も、本クラブからの退会申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第8節 資産関与権—その放棄

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいか

なる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第 11 条

地域社会、国家および国際問題

第 1 節

地域社会、国家および世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめるうえの啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第 2 節

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第 3 節

- (a) 本クラブは、政治的性質を持った世界問題または国際政策に関して、討議乃至見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。
- (b) 本クラブは、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また、書状、演説、提案を配布してはならない。

第 4 節 ロータリーの発祥を記念して

1. 本クラブは、ロータリーの創立記念日に始まる特別祝賀週間の期間中、ロータリーの奉仕活動を強調しようとするものである。この週間は、毎年2月23日に始まる1週間で、世界理解と平和週間と呼称する。
2. この特別週間は、これまでの業績を振り返る機会となる一方、地域内と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く最適の機会となる。

第 12 条

ロータリーの雑誌

第 1 節 本クラブが国際ロータリー理事会によって、国際ロータリー細則と合致する本条規定の適用を免除されていない場合、本クラブの正会員、シニア・アクティブまたはパスト・サービス会員となることを受諾することにより、その会員は、会員身分を保持する限り国際ロータリーの機関雑誌または国際ロータリー理事会から本クラブに対して指定されている地域的なロータリー雑誌を有料で購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第 2 節 購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、国際ロータリーの事務局または国際ロータリー理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第 13 条

綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受け取らなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

第 14 条 仲 介

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、もしくは会員のクラブからの除名に関連して、もしくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、会員または元会員と本クラブまたは本クラブの役員または理事会とのあいだに起こった場合は、その問題は、仲介によって解決さるべきものとする。両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることが出来る。仲介人によって到達された決定もしくは両仲介人が一致点に達し得なかった場合の裁定人による決定が、最終であって、当事者すべてを拘束するものとする。

第 15 条 細 則

本クラブは、国際ロータリーの定款・細則（および地域管理が認められている場合には地域管理の手続規則）および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定めるところに従って時々改正することができる。

第 16 条 解 釈 の 仕 方

本クラブ定款の全部を通じて男性代名詞（he、his、him）又は女性名称が使われていたとしても、それは男女を含むものとする。

第 17 条 改 正

第1節 時

本条第4節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、国際ロータリー細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 提案者

本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー審議会もしくは大会、規定審議会または国際ロータリー理事会のみが提案することができる。

第3節 手 続

1. 本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれる年の前年の6月30日までに、

国際ロータリー事務総長の許に提出されなければならない。

2. 国際ロータリーの事務総長は、適法に提案されたすべての改正案の写しを、規定審議会が開かれる日の少なくとも120日前までに、各地区ガバナーに5部、規定審議会の全構成員に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければならない。改正案は、ロータリー・ワールドワイド・ウェブのホームページからも入手できるようにしなければならない。手続要覧の削除や追加の詳細を付した改定案の要旨は各クラブに送付するものとする。
3. 審議会は、適法に審議会に提案された改正案、並びに適法に審議会に提出されたその修正案を、ひとつひとつ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

第4節 本定款の第1条（名称）および第2条（区域限界）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、国際ロータリー理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。アドショナル・クラブ結成のための区域の割譲もしくは共有を拒否した決定を、地区ガバナーあるいは国際ロータリー理事会の指示により、再審議する場合、国際ロータリー細則2.020.4節に規定するように、3分の2の投票が前回の否決決議を支持するために必要である。

鹿児島西ロータリー・クラブ細則

第 1 条

理事および役員選挙

第1節 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長（次次年度）、副会長、幹事、会計および6名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た6名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長は、その選挙のあと、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節 選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

第 2 条

理 事 会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名より成る理事会とする。すなわち本細則第1条第1節に基づいて選挙された6名の理事、会長、副会長（会長エレクト）、幹事、会計および直前会長である。

第 3 条

役 員 の 任 務

第1節 会長

本クラブの会合及び理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て会長の任務とする。

第2節 副会長（会長エレクト）

会長不在の場合は本クラブの会合及び理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て副会長の任務とする。副会長は会長エレクトを兼ねる。

第3節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員

会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもって国際ロータリー事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日より後にクラブ会員に選ばれた正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、国際ロータリー事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれを国際ロータリーに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第4節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回及びその他理事会の要求ある毎にその説明を行ない、その他通常その職に付随する任務を行なうにある。その職を去るに当たっては、会計はその保管する総ての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者又は会長に引継がなければならない。

第5節 会場監督

会場監督の任務は、通常その職に付随する任務及びその他会長又は理事会によって定められる任務とする。

第 4 条 会 合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月に開催されるものとする。そしてこの年次総会において、次年度の役員及び理事の選挙を行なわなければならない。

第2節

本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更又は例会の取消しはすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（又は標準クラブ定款第7条第3節の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席又は欠席が記録され、その出席は、本クラブ又は他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されなければならない。

第3節

会員総数の3分の1を以て本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。

第4節

定例理事会は毎月第2週水曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認められた時又は理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって召集されるものとする。但し、その場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節

理事会のメンバーの過半数を以て理事会の定足数とする。

第 5 条 入会金及び会費

第1節

入会金は35,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節

会費は年額190,000円とし、毎年2回7月及び1月の第4例会日までに納入すべきものとする。

第3節

途中入会者に対しては入会金全額、年会費は残存月額で納入すべきものとする。(1,000円未満は切り捨て)

第 6 条 採 決 の 方 法

本クラブの議事は、役員及び理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決を以て処理されるものとする。

第 7 条 委 員 会

第1節

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

(b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事のなかから任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務および更にこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって職業奉仕委員会、社会奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するか、または1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるものとする。

第2節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。
- (b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の委員会を設置するものとする。

出席委員会
会報雑誌委員会
会員選考委員会
会員増強委員会
親睦委員会
プログラム委員会
広報委員会

次の委員会に毎年1名又は数名の委員を任命するものとする。

職業分類委員会
ロータリー情報委員会

- (d) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。
- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。
- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名以上の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次の如く行うものとする：1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。
- (g) 会報雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

第3節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動の全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会の委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第 8 条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がクラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に

役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任を持ち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 出席委員会

この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること—これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる—を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良い奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

(b) 職業分類委員会

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は、本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

(c) 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申込に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(d) 会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

(e) 会報雑誌委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上をはかり、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリープログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。またこの委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別講読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他のあらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(f) 親睦委員会

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社会的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(g) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければ

ならない。

(h) 広報委員会

この委員会は、(1) 広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2) 本クラブのために適切な宣伝を行なう方策を考案しこれを実施するものとする。

(i) ロータリー情報委員会

この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

(j) ロータリー賞推薦委員会

この委員会は、本クラブの制定するロータリー賞を授与すべき者を選考し、これを理事会に推薦する。この選考はロータリー精神に則って地域社会に奉仕するロータリアン以外の未だこのような賞を受けたことのない者の中から行う。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a) ボランティア委員会

この委員会は地域社会におけるボランティア活動の推進とボランティア精神の啓蒙活動を行う。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第4節 新世代委員会

この委員会は、青少年の特殊性に鑑み青少年がその業務を遂行するよう指導し、援助する方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの新世代への奉仕活動に責任を持ち、新世代への奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a) ローターアクト委員会

この委員会は、ローターアクトに関する事項を担当する特定委員会でローターアクトクラブの会員が、地域社会に対する奉仕を通じて、指導力と善良なる市民精神を涵養し、国際理解と平和の運動を推進し、指導者としての資質と高い道徳水準の認識による、職業上の責任を促進する目的をもって、本クラブが提唱して結成するローターアクトクラブの育成発展のために指導と援助を与えるものとする。

(b) インターアクト委員会

この委員会は、インターアクトに関する事項を担当する特定委員会で、インターアクトクラブの

会員が他人に対する思いやりと、家庭と家庭の重要性及び地域社会、国家及び世界情勢に関する知識を深め、奉仕と世界的友好精神で共に働く機会を与える目的を以て、本クラブが提唱して結成するインターアクトクラブ育成発展のために指導と援助を与えるものとする。

第5節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第6節 ロータリー財団委員会

この委員会は、ロータリー財団に関する情報を広め、かつこれに対する支援を促進する上に役立つ方策を考案しこれを実施するものとする。

第7節 米山記念奨学会委員会

この委員会はロータリー米山記念奨学会に関する情報を広め、かつこれに対する支援を促進することに努めるものとする。

第 9 条

出席義務規定の免除

理事会に対し書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

第 10 条

財 務

第1節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節 すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手又は銀行振込もしくは現金を以て支払わるべきものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士又は他の有資格者によって全面的な監査が行なわれなければならない。

第3節 資金を預り或いはこれを取扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間及び1月1日より6月30日に至る期間の2半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日及び1月1日にそれぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行なわるべきものとする。

第5節 各会計年度の初めに理事会は、その年度の収支の予算を作成し、又は作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目毎に支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

第 11 条

会員選挙の方法（すべての会員身分について）

第1節 本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員もしくはパスト・サービス会員によって推薦された会員候補者氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認をまたは不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節 理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員（推薦された会員身分の種類を含む）の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類（正会員の場合）をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式とオリエンテーションを行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、その決定を国際ロータリーに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第 12 条 決 議

第1節 事の如何を問わず本クラブを拘束する決議又は提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議又は提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 13 条 議 事 の 順 序

開 会 宣 言

来訪ロータリアンの紹介

来信及び告示事項

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新 規 議 事

スピーチその他のプログラム

閉 会

第 14 条 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款及び国際ロータリーの定款及び細則と背馳する如き改正又は条項追加を本細則に対して行なうことはできない。

(付 則)

1. この細則は平成11年1月1日から実施する。

鹿児島西ロータリークラブ慶弔規定

第 1 条 この規定は、鹿児島西ロータリークラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第 2 条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から1カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限り適用する。

第 3 条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第 4 条 会員が叙勲、褒章（県民表彰、南日本文化賞授章）等を受けた場合、その他会員の身边に特に慶事があった場合は、クラブから¥5,000相当の御祝いをする。

第 5 条 会員が、療養1カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから¥5,000相当のお見舞いをする。

第 6 条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第 7 条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ¥10,000と 20,000相当のお花
2. 夫 人 ¥10,000
3. 父母又は子女 ¥ 5,000

前1.2項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第 8 条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第 9 条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第 10 条 本規定は、毎年7月中旬に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第 11 条 本規定は、昭和52年12月8日より実施する。

平成7年7月5日改正

鹿児島西ロータリークラブ奨学金制度要綱

(目的)

第1条 この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として高校生を対象とし奨学金を給付し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

(基金)

第2条 奨学金の基金として当初は「鹿児島西ロータリークラブ」の諸積立金の内、500万円を充当し、遂次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実に図る。

(基金の運用)

第3条 基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。

(奨学金の給付対象)

第4条 当初は奨学金の給付対象を鹿児島西ロータリークラブの「インターアクトクラブ」の高校である鶴丸高等学校、鹿児島高等学校在学の経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児及び学校長が特に必要とする者である生徒とする。

但し、基金の充実に伴いその対象を拡大する。

(奨学金の給付金額及び対象人数)

第5条 当初は月額1万円とし、対象人数は6名を限度とする。但し、基金の充実に伴い金額、対象人数を増加する。

(奨学金給付者の選考)

第6条 奨学金給付者は、毎年4月各学校より推薦された者の中から「インターアクトクラブ」委員会で選考し、理事会に奨学金給付候補者名簿を提出、理事会で決定する。

(その他)

第7条 その他必要な事項は理事会に於て決定する。

(附則)

第8条 本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

本要綱は平成 年 月 日より改正実施する。

1999～2000年度収支決算書

鹿児島西ロータリークラブ

(単位 円)

費 目	平成11年度 予 算 額	平成11年度 決 算 額	差 異	
〔 収 入 の 部 〕				
前 年 度 繰 越 金	4,739,775	4,739,775		
年 会 費	18,430,000	19,120,000	△ 690,000	
雑誌代(ロータリーの友)	244,440	253,470	△ 9,030	
入 会 金	420,000	315,000	105,000	
財団寄付金(入会時)	14,640	9,840	4,800	
ビ ジ タ ー 会 食 費	233,700	285,000	△ 51,300	
家 族 会 会 費	485,000	500,000	△ 15,000	
雑 収 入	10,000	4,649	5,351	
特 別 基 金 収 入	970,000	1,015,000	△ 45,000	
収 入 合 計	25,547,555	26,242,734	△ 695,179	
〔 支 出 の 部 〕				
事 務 局 関 係	人 件 費	2,600,000	2,706,110	△ 106,110
	退 職 給 与 準 備 金	0	0	0
	通 信 費	450,000	408,416	41,584
	事 務 用 品 費	250,000	134,563	115,437
	印 刷 費	750,000	414,750	335,250
	厚 生 福 利 費	50,000	43,565	6,435
	交 通 費	250,000	277,290	△ 27,290
	図 書 費	10,000	0	10,000
小 計	4,360,000	3,984,694	375,306	
委 員 会 関 係	ク ラ ブ 奉 仕	30,000	1,000	29,000
	会 員 増 強	10,000	3,000	7,000
	会 員 選 考	10,000	0	10,000
	職 業 分 類	10,000	0	10,000
	出 席	120,000	88,770	31,230
	S A A	50,000	0	50,000
	親 睦	1,600,000	1,600,975	△ 975
	ロ ー タ リ ー 情 報	400,000	274,698	125,302
	会 報 雑 誌	1,200,000	935,025	264,975
	プ ロ グ ラ ム	200,000	150,000	50,000
	広 報	100,000	115,857	△ 15,857
	職 業 奉 仕	60,000	38,875	21,125
ボ ラ ン テ ィ ア	60,000	0	60,000	

費 目		平成11年度 予 算 額	平成11年度 決 算 額	差 異
委員 会 関 係	社 会 奉 仕	350,000	404,696	△ 54,696
	ロ ー タ ー ア ク ト	600,000	399,000	201,000
	新 世 代	70,000	0	70,000
	イ ン タ ー ア ク ト	400,000	463,100	△ 63,100
	国 際 奉 仕	400,000	365,000	35,000
	R 財 団 米 山 奨 学 金	100,000	1,000	99,000
小 計		5,770,000	4,840,996	929,004
R I 関 係	人 頭 分 担 金	414,190	390,915	23,275
	7/2~9/30入会者比例人頭分担金	5,338	2,755	2,583
	1/2~3/31入会者比例人頭分担金	5,338	1,820	3,518
	ロ-タリ-財団寄付(入会時)	14,640	9,590	5,050
	ロ-タリ-財団寄付	582,000	582,000	0
	ロ-タリ-の友購読料	244,440	241,920	2,520
	米 山 記 念 奨 学 金	291,000	297,000	△ 6,000
小 計		1,556,946	1,526,000	30,946
地 区 関 係	地 区 活 動 資 金	334,650	341,450	△ 6,800
	ガバナー会運営協力金	19,400	19,800	△ 400
	ロ-タリ-文庫運営協力金	29,100	29,700	△ 600
	青少年交換資金	19,400	19,400	0
	世界社会奉仕資金	58,200	59,400	△ 1,200
	G S E 資 金	116,400	118,800	△ 2,400
	青少年活動資金(ライラ)	83,420	83,660	△ 240
	ロ-ター-アクト活動資金	58,200	59,400	△ 1,200
	インター-アクト活動資金	29,100	29,700	△ 600
	ガバナー事務所費	223,100	227,700	△ 4,600
	ガバナーノミニ-事務所費	48,500	48,500	0
	月 信 購 読 料	184,300	188,100	△ 3,800
	地 区 大 会 分 担 金	485,000	485,000	0
	地 区 協 議 会 費	200,000	170,000	30,000
R I 大 阪 大 会 準 備 金	194,000	198,000	△ 4,000	
小 計		2,082,770	2,078,610	4,160
そ の 他	会 費	300,000	237,327	62,673
	会 食 費	6,000,000	5,370,454	629,546
	雑 費	950,000	1,128,635	△ 178,635
	備 品 費	400,000	211,850	188,150
	特 別 基 金	970,000	1,015,000	△ 45,000
	地 区 大 会 費 用	500,000	0	500,000
小 計		9,120,000	7,963,266	1,156,734
支 出 合 計		22,889,716	20,393,566	2,496,150
差引残高(予備費)		2,657,839	5,849,168	△ 3,191,329

(注) 差異の△は予算超過額を示す。

財 産 目 録

平成12年6月30日

資 産 の 部

区 分	内 訳	金 額	備 考
預 金	南日本銀行(普通) 口座番号 20709	円 5,849,168	一般会計
預 金	” (普通) 493160	3,792,743	ニコニコ寄付金
預 金	” (定期)	7,750,000	西ロータリー奨学金
預 金	” (普通) 181591	222,580	”
預 金	” (定期)	9,100,000	記念行事特別基金
預 金	” (普通) 368438	5,697	”
合 計		26,720,188	

監 査 報 告 書

鹿児島西ロータリークラブ

会 長 太 原 春 雄 殿

私は、鹿児島西ロータリークラブの1999年7月1日より2000年6月30日に至る年度の一般会計及び特別会計について、監査を行いました。

監査の結果、上記の会計は定款及び細則の定めるところに従っていずれも適正に処理されており、各計算書類は当クラブの収支及び財産の状況を正しく表示しているものと認めました。

平成12年7月10日

公認会計士 中 村 一 雄

2000～2001年度 鹿児島西RC予算案

(単位 円)

収入の部	99～2000年度予算		2000～01年度予算	
前年度繰越金	4,739,775		5,849,168	
年会費	18,430,000	95,000×97名×2	19,000,000	95,000×100名×2
雑誌代 (Rの友)	244,440	1,260×97名×2	252,000	1,260×100名×2
入会金	420,000	35,000×12名	420,000	35,000×12名
財団寄付金 (入会時)	14,640	10ドル×122×12名	14,400	10ドル×120×12名
ビジター会食費	233,700	1,900×3名×41週	233,700	1,900×3名×41週
家族会会費	485,000	5,000×97名	500,000	5,000×100名
雑収入	10,000		10,000	預金利息等
特別基金収入	970,000	5,000×97名×2	1,000,000	5,000×100名×2
収入合計	25,547,555		27,279,268	

支出の部				
事務局関係				
人件費	2,600,000		2,700,000	
退職給与準備金	0		0	
通信費	450,000		450,000	
事務用品費	250,000		250,000	
印刷費	750,000		750,000	
厚生福利費	50,000		50,000	
交通費	250,000		250,000	
図書費	10,000		10,000	
小計	4,360,000		4,460,000	
委員会関係				
SAA	50,000		10,000	
クラブ奉仕	30,000		10,000	
会員増強	10,000		10,000	
会員選考	10,000		10,000	
職業分類	10,000		10,000	
出席	120,000		100,000	
親睦	1,600,000		1,600,000	
R情報	400,000		500,000	
会報雑誌	1,200,000		1,200,000	
プログラム	200,000		200,000	
広報	100,000		120,000	
職業奉仕	60,000		60,000	
ボランティア	60,000		10,000	
社会奉仕	350,000	合同会／赤い羽根	500,000	
新世代	70,000		100,000	
RA	600,000		600,000	
IA	400,000		400,000	

委員会関係 (続き)		99~2000年度予算		2000~01年度予算	
国際奉仕	400,000		500,000		
R財団	100,000		10,000		
米山	0		10,000		
R賞推薦			110,000		
小計	5,770,000		5,940,000		
RI関係					
人頭分担金	414,190	17.5フル×122×97×2	420,000	17.5フル×120×100×2	
7/1~9/30入会者比例分担金	5,338	8.75フル×122×5名	5,250	8.75フル×120×5名	
1/2~3/31入会者比例分担金	5,338	8.75フル×122×5名	5,250	8.75フル×120×5名	
R財団寄付 (入会時)	14,640	10フル×122×12名	14,400	10フル×120×12名	
R財団寄付	582,000	500×97×12(百万円食事)	600,000	500×100名×12	
Rの友購読料	244,440	1,260×97×2	252,000	1,260×100名×2	
規定審議会分担金(前期のみ)			12,000	1フル×120×100名	
米山記念奨学金(普通寄付金)	291,000	1,500×97×2	300,000	1,500×100名×2	
小計	1,556,946		1,608,900		
地区関係					
地区活動資金	344,650	1,750×97+1,700×97	405,000	(2,050+2,000)×100	
G会運営協力会	19,400	100×97×2	20,000	100×100名×2	
R文庫運営協力金	29,100	150×97×2	30,000	150×100名×2	
青少年交換資金	19,400	200×97	20,000	200×100名	
世界社会奉仕資金	58,200	300×97×2	60,000	300×100名×2	
GSE資金	116,400	600×97×2	100,000	500×100名×2	
青少年活動資金(ライラ)	83,420	800×97+60×97	86,000	(800+60)×100名	
RA活動資金	58,200	300×97×2	60,000	300×100名×2	
IA活動資金	29,100	150×97×2	30,000	150×100名×2	
G事務所費	223,100	1,150×97×2	220,000	1,100×100名×2	
Gノミニー事務所費	48,500	500×97	50,000	500×100名	
月信購読費	184,300	950×97×2	180,000	900×100名×2	
地区大会分担金	485,000	5,000×97	500,000	5,000×100名	
地区協議会費	200,000	10,000×20名		別掲	
RI大阪大会準備金	194,000	1,000×97×2	200,000	1,000×100名×2	
小計	2,082,770		1,961,000		
その他					
会議費	300,000		300,000		
会食費	6,000,000		6,000,000		
雑費	950,000		1,000,000		
備品費	400,000		400,000		
特別基金	970,000	10,000×97名	1,000,000	10,000×100名	
地区協議会費	200,000	10,000×20名	200,000	10,000×20名	
地区大会費用	500,000	(バス代)	10,000		
提唱RC(加世田RC等)との交流			250,000	(接待費・バス代等)	
小計	9,120,000		9,160,000		
予備費(差引残高)	2,657,839		4,019,368		
支出合計	25,547,555		23,259,900		

2000～2001年度鹿児島西RC予算案

(特別会計)

(単位 円)

費 目	99～2000年度予算	2000. 6. 30決算	2000～01年度予算
-----	-------------	---------------	-------------

ニコニコBOX 寄付金積立金

収入の部			
前年度繰越金	2,633,479	2,633,479	3,792,743
寄付金収入	1,600,000	1,877,930	1,600,000
雑収入	1,000	1,334	1,000
収入合計	4,234,479	4,512,743	5,393,743
支出の部			
西RC奨学金へ繰入れ	720,000	720,000	720,000
支出合計	720,000	720,000	720,000
繰越予定額	3,514,479	3,792,743	4,673,743

西ロータリークラブ奨学金

収入の部			
前年度繰越金	9,318,608	9,318,608	9,322,580
雑収入	20,000	9,012	20,000
ニコニコBOX寄付金積立金より繰入	720,000	720,000	720,000
収入合計	10,058,608	10,047,620	10,062,580
支出の部			
奨学金	720,000	720,000	720,000
通信費	10,000	5,040	10,000
支出合計	730,000	725,040	730,000
繰越予定額	9,328,608	9,322,580	9,332,580

特別積立金

収入の部			
前年度繰越金	6,734,240	6,734,240	7,755,697
特別基金負担金	970,000	1,015,000	1,000,000
雑収入	10,000	6,457	10,000
積立金総額	7,714,240	7,755,697	8,765,697

職業分類表

(充填・未充填一覧表)

2000年7月



鹿児島西ロータリークラブ

充填及び未充填職業分類表

2000年7月

番号	関 連 分 類	番号	関 連 分 類
1	農 機 具 工 業	31	園 芸
2	農 芸	32	ホテル・リゾート及びレストラン
3	冷 暖 房 業	33	施 設 及 び 病 院
4	畜 産 業	34	保 健 業
5	団 体 業	35	鉄 鋼 業
6	自 動 車 工 業	36	宝 石 ・ 貴 金 属
7	酒 精 飲 料	37	洗 濯 及 び 装 置
8	消 涼 飲 料	38	法 律 業
9	放 送	39	皮 革 工 業
10	建 築 材 料	40	機 械 及 び 装 置
11	ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス	41	動 物 性 食 品
12	化 学 工 業	42	医 療 器 具 及 び 機 械
13	被 服 工 業	43	医 師 業
14	通 信 事 業	44	薬 劑 師 業
15	菓 子 業	45	金 属 工 業
16	建 設 業	46	鋁 油 工 業
17	綿 業	47	楽 器 用 品
18	衣 料 及 び 雑 貨	48	事 務 用 品
19	教 育 業	49	光 学 製 品
20	電 気 及 び 電 子 工 業	50	塗 料 及 び 装 飾
21	金 融 業	51	紙 工 業
22	芸 術 業	52	写 真 業
23	消 防 及 び 防 火 業	53	物 理 療 法 業
24	漁 業	54	印 刷 及 び 出 版 業
25	食 品 工 業	55	宣 伝 業
26	植 物 性 食 品	56	不 動 産 業
27	家 具 及 び 備 品	57	リ ク リ エ ー シ ョ ン
28	ガ ス 工 業	58	冷 凍 業
29	ガ ラ ス 工 業	59	宗 教 業
30	金 物 業	60	ゴ ム 工 業

番号	関 連 分 類	番号	関 連 分 類
61	船 舶 及 び 航 海 用 具	66	車 輛 工 業
62	絹 業	67	上 下 水 道 及 び 灌 漑
63	石 材 工 業	68	木 材 工 業
64	倉 庫	69	羊 毛 工 業
65	運 輸	70	サ ー ビ ス 業

関連分類 70種（内充填25種，未充填45種）

分 類 128種（内充填55種，未充填73種）

会員総数 95名

内 訳 正 会 員 55名

アディショナル会員 0名

シニア・アクチブ会員 40名

パスト・サービス会員 0名

〈名 誉 会 員〉 5名

会 員 名	元 職 業 分 類	勤 務 先
鮫 島 志芽太	単 科 大 学	鹿児島経済大学
福 田 敏 之	民 間 放 送	(株)南日本放送
池 田 廣	放 射 線 科 医	池田放射線科診療所
徳 田 基	弁 護 士	
平 岡 禎 吉	社 会 教 育	

職 業 分 類 表

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会 員	勤務先
1	農機具工業					
2	農芸					
3	冷暖房	冷暖房配布 空調機	菅 富 男 玉 利 賢 介	因南工業(株) (有)南日本化学洗浄		
4	畜産業					
5	団体	社会教育				
6	自動車工業	自動車修理 自動車部品製造 国産車販売	藤 井 洋 三	鹿児島日産自動車(株)	佐 伯 壽 郎 水 淵 清 治	ネットヨタ鹿児島(株) 水淵産業(株)
7	酒精飲料	酒類配布				
8	清涼飲料					
9	放送	民間放送	桐 明 桂 一 郎	(株)鹿児島放送		
10	建築材料	セメント配布 産業機械配布	町 田 猛	(株)垂水生コン	江 夏 洋	(株)ニットク

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会 員	勤務先
11	ビジネスサービス	公認会計士 税理士 社会保険労務士	徳留忠敬	徳留忠敬税理士事務所	中村一雄 森永茂樹	中村公認会計士事務所 森永労務管理事務所
12	化学工業	家庭薬配布			村田和雄	(株)ムラタ薬品
13	被服工業					
14	通信事業	通話事業 通信事業 情報サービス	福島徹郎 江口清隆	NTT-ME九州 アイ電子工業(株)		
15	菓子	和菓子製造			岩田泰一	(名)明石屋菓子店
16	建設業	道路建設 請負業 コンクリート建築 建築設計 港湾建設 建築 建築コンサルタント 土木 プレハブ建築 商業建築 建設設備 技能者訓練 商店建築業 管工	須田正己 諏訪園 隆 田崎一郎 有馬戦男 大平重隆 中村英幸 川畑宏	(株)須田建設工業 坂本建設(株) ダイワ新建(株) 太陽熱温水器(株) 大平工業(株) (株)城山 旭工業(株)	木治屋克己 上原満 三反田藤男	五十鈴建設工業(株) (有)双建設計事務所 (有)三反田藤男設計事務所

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ会	勤務先
17	綿業	綿製品配布			岩元基	(株)カクイックス
18	衣料及び雑貨	百貨店配布 衣料配布 雑貨配布			榎田浩典 桜美義明	(有)エノキダ洋服店 (株)桜物産
19	教育	外国語教育 高等学校 美術教育 音楽教育 木工学 古武道	南橋元忠也 松田健一 庵木英雄	ID外語学院 鹿児島高等学校 鹿児島大学教育学部	海江田卓	放送作家
20	電気及び電子工業	電気	山田晴彬	山田電気(株)		
21	金融	商業銀行 外国為替銀行 短期金融 地方金融 証券引受業 証券業 相互銀行 証券取引業 普通銀行	串間新一郎 三宅一男 井倉潤 山本広明 森俊英	さくら銀行鹿児島支店 富士銀行鹿児島支店 福岡銀行鹿児島支店 大和証券鹿児島支店 (株)南日本銀行	岩元紀彦	(株)南日本銀行
22	芸術					
23	消防及び防火					

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクチブ 会 員	勤務先
24	漁業	水産物配布	竹下洋	(株)竹下冷蔵商店		
25	食品工業	砂糖配布 小麦粉配布 種子麴製造配布 食料品配布 中華材料配布 醸造 漬物製造 食品製造 健康食品	原田隼男 藤安秀一 中園雅治 田畑勇 藤裕己	(株)ハラシヨク 藤安醸造(株) (株)中園久太郎商店 ケービー食品(株) (株)健康家族	高井敏治 山元正明	(株)タカイ 河内源一郎商店(株)
26	植物性食品	青果配布	大山康成			
27	家具及び備品					
28	ガス工業	液化圧縮ガス配布			田中寛吉	アポロホームガス南九州(株)
29	ガラス工業	ガラス配布			小園正人 福田一郎	(株)小園硝子商会 福田ガラス工業(株)
30	金物					
31	園芸					
32	ホテル・ リゾート及び レストラン	ホテル(洋式) ホテル(日本式) 料理店(中華) 酒房	正建二郎 池田千明	(有)正商店 味のずぼら屋	小山幸義	(株)鶴鳴館

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクチブ会	勤務先
33	施設及び病院	公立病院 私立病院 身障者施設 老人保健施設	樋渡良一	土橋病院	福田正臣 水流洋	清風病院 社会福祉法人落穂会ゆうかり学園
34	保 険	火災保険 生命保険 団体保険 ガン保険	瀬戸口良一	日本生命鹿児島支社	松田忠臣	九州保険サービス(株)
35	鉄 鋼 業					
36	宝石・貴金属					
37	洗濯及び染色	クリーニング リネンサプライ	中 嶋 健	(有)第一ドライ	山 下 健	(株)鹿児島ドライ
38	法 律	民事弁護士 商事弁護士 公 証 人	染川周郎 福元紳一 秋月宗近	染川法律事務所 福元法律事務所 鹿児島公証人合同役場	竹 下 威	染川法律事務所
39	皮 革 工 業					
40	機 械 及 び 装 置					
41	動物性食品	アイスクリーム製造			玉川哲生	セイカ食品(株)
42	医療器具及び機械	医療機械配布	鎌田輝男	トーシン(株)		

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会 員	勤務先
49	光学製品					
50	塗料及び装飾	装飾材料配布				
51	紙工業					
52	写真	写真配布				
53	物理療法					
54	印刷及び出版	書籍販売 印刷 新聞発行 報道 学校図書出版販売 データプリントサービス	坂木貞剛 天本美信 加藤一徳 和田武弘	県庁書店 アジア印刷(株) (株)南日本新聞社 和田印刷(株)		前田樹一郎 育英社(株)
55	宣伝	広告取扱 イベント企画 看板製造	深尾兼好 本田亨	(株)シイツウ (株)メリコ		
56	不動産	不動産鑑定				
57	レクリエーション	観光事業				古木圭介 グローバルユースビューロー
58	冷凍					
59	宗教	仏道教道	岩切豊	松原神社		池口恵観 最福寺

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクチブ 会 員	勤務先
60	ゴム工業					
61	船舶及び航海用具					
62	絹業	絹製品製造 絹製品配布 生糸配布				
63	石材工業					
64	倉庫	倉庫業				
65	運輸	バス事業 タクシー業 海上運輸	西川明寛	(株)西川海陸運送	岩男秀彦	マリックスライン(株)
66	車両工業					
67	上下水道及び灌漑					
68	木材工業					
69	羊毛工業					
70	サービス業	防犯システム ビルディング管理 ビル清掃	若松喜八郎 日高好久 藤川毅	(株)セキュリティサービス (株)タイムリー (株)芙蓉商事		

会 員 名 簿

2000年7月



鹿児島西ロータリークラブ

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
	鮫島 志芽太	名誉会員	鹿児島経済大学	講師					890-0054	荒田一丁目32-6	254-3700
	福田 敏之	名誉会員	㈱南日本放送	相談役	890-0051	高麗町5-25			890-0014	草牟田一丁目22-40	222-4586
	池田 廣	名誉会員	池田放射線科診療所	医師	890-0052	上之園町18-13	253-5665	285-1902	890-0052	同左	257-4526
	徳田 基	名誉会員							890-0044	常盤町272-3	255-8964
	平岡 禎吉	名誉会員							890-0045	武三丁目24-16	254-1909
A	肴馬 敏男	建設設備	太陽熱温水器(株)	代表取締役社長	890-0024	明和二丁目35-13	281-0039	282-0095	890-0024	明和二丁目27-2	281-7006
	天本 美信	印刷	アジア印刷(株)	常務取締役	890-0068	東郡元町15-6	251-2515	251-3089	892-0811	玉里団地2-40-22	229-3435
	秋月 宗近	公証人	鹿児島公証人合同役場	公証人	892-0816	山下町17-12	222-2817	222-2391	890-0056	下荒田一丁目38-31 スト・マンション鹿児島1205号	255-8871
	庵采 英雄	古武道	琢磨会鹿児島県支部 大東流合気柔術	支部長					891-0114	小松原2-41-3-313	269-5055
	肴村 仁志	眼科医	有村眼科医院	院長	892-0827	中町10-4 2・3F	222-7885	223-4850	890-0016	新照院町33-13	224-5634
E	複田 浩典	シニア・アクチブ (衣料配布)	㈱エノキダ洋服店	代表取締役社長	890-0053	中央町4-3	253-6966	253-6965	890-0053	同左	253-6965
	江口 清隆	通信事業	アイ電子工業(株)	代表取締役社長	890-0022	小野町3241-12	281-1101	281-1119	890-0044	常盤町647-9	281-1106

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
I	岩元基	シニア・アクチブ (綿製品配布)	(株)カクイックス	代表取締役 社長	891-0131	谷山港二丁目1-2	261-4111	262-0038	892-0846	加治屋町15-15	222-4454
	池口恵観	シニア・アクチブ (仏教)	最福寺	法主	891-0133	平川町4850-1	261-2933	261-4755 253-2155	890-0082	紫原二丁目35-13	257-0852
	岩男秀彦	シニア・アクチブ (海上運輸)	マリックスライン(株)	代表取締役 社長	892-0823	住吉町15-11	226-6778	226-2126	892-0854	長田町25-4	222-8018
	岩元紀彦	シニア・アクチブ (普通銀行)	(株)南日本銀行	相談役	892-0816	山下町1-1	226-1111	224-3201	890-0082	紫原五丁目47-13	251-2866
	岩田泰二	シニア・アクチブ (和菓子製造)	(株)明石屋菓子店	代表社員	892-0828	金生町4-16	226-0431	224-1062	892-0847	西千石町2-13	224-0658
	板木泰文	事務機	鹿児島メディア(株)	代表取締役 社長	891-1306	吉田町牟礼岡一丁目 21-7	294-8011	294-8012	891-1306	吉田町牟礼岡1-41-2	294-8508
	池田勝一郎	調剤薬局	平和薬局	社長	890-0054	荒田2-74-2	253-9141	259-6065	890-0054	荒田2-74-2	253-9141
	岩切豊	神道	宗教法人松原神社	宮司	892-0833	松原町3-35	222-0343	223-5945	890-0014	草牟田一丁目23-41	223-8962
	池田千明	酒房	味のすぼらや	店主	890-0045	武1-23-26	253-7589	256-1061	890-0045	同左	
	并倉潤	地方金融	福岡銀行鹿児島支店	支店長	890-0063	中央町15-23	253-1991	250-3621	890-0065	郡元3-13-1-402	252-1655
K	小山華義	シニア・アクチブ (ホテル・洋式)	(株)鶴鳴館	代表取締役 社長	892-0842	東千石町8-3	223-2241	225-0679	892-0853	城山町3-24	224-0306
	小園正人	シニア・アクチブ (ガラス配布)	(株)小園硝子商会	代表取締役 会長	891-0123	卸本町5-20	260-2345	260-2887	892-0871	吉野町9752	247-1787
	吉木圭介	シニア・アクチブ (観光事業)	グローバルユー スビュロー	専務取締役	892-0844	山之口町12-11	222-2175	223-1757	891-0103	皇徳寺台5-28-5	264-1566
	木治屋寛巳	シニア・アクチブ (コンクリート建築)	五十鈴建設工業(株)	代表取締役 社長	892-0854	長田町1-16	225-1511	225-1510	892-0871	吉野町2914-50	243-1511
	江夏洋	シニア・アクチブ (産業機械配布)	(株)ニットク	代表取締役 社長	890-0073	宇宿二丁目1-26	252-2109	256-3989	890-0041	城西2-8-12	257-5018
	海江田章	シニア・アクチブ (高等学校)		放送作家					890-0024	明和一丁目21-20	282-7088
	川平建次郎	シニア・アクチブ (放射線科医)	医療法人建星会 川平クリニック	理事長	890-0046	西田2-7-16 第2エノキダビル1F	256-5252	256-5061	890-0054	荒田二丁目64-18	254-1811

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	〒	自宅住所	自宅用
K	片平 可也	シニア・アクチブ (皮膚泌尿器科医)	片平皮膚泌尿器科	院長	890-0063	鶴池一丁目10-6	253-7069	285-1918	890-0063	鶴池一丁目6-25	257-6206
	加藤 一徳	新聞発行	(株)南日本新聞社	常務取締役	892-0815	易居町1-2	225-9702	222-7805	892-0871	吉野町3216-58	244-6061
	桐 明 桂一郎	民間放送	(株)鹿児島放送(KKB)	副社長	890-0062	与次郎2-5-12	251-5111	254-5019	890-0056	下荒田1-38-3-1101	258-4505
	川畑 宏二	管工事	旭工業(株)	代表取締役 社長	890-0054	荒田1-55-17	255-5131	255-5133	890-0052	上之園町24-23-201	255-3462
	串間 新一郎	外国為替銀行	(株)さくら銀行鹿児島支店	支店長	892-0828	金生町5-9	222-2111	226-1350	890-0056	下荒田1-38-3 ストークマツジョソ2001	258-3719
	鎌田 照男	医療機械配布	トーション(株)	代表取締役	890-0052	上之園町24-2 KOKENビル7F	250-7787	250-7781	890-0063	鶴池1丁目56-16-601号	256-9757
M	三角 桂次郎	シニア・アクチブ (精油配布)	(株)ミスミ	代表取締役 会長	891-0123	卸本町7-20	260-2200	260-2305	890-0025	原良町1797	254-3980
	水 洩 清 治	シニア・アクチブ (自動車部品製造)	水洩産業(株)	代表取締役	890-0066	真砂町88-11	256-3003	256-3003	890-0056	下荒田二丁目33-16	253-5289
	村田 和雄	シニア・アクチブ (家庭薬配布)	(株)ムラタ薬品	代表取締役 社長	892-0846	加治屋町9-25	224-0185	224-0046	892-0871	吉野町10864-1	244-4899
	森 永 茂 樹	シニア・アクチブ (社会保険労務士)	森永労務管理事務所	所長	890-0066	真砂町10-13	256-6166	256-6177	890-0082	紫原六丁目53-18	258-9311
	前田 樹一郎	シニア・アクチブ (学校図書出版販売)	育英社(株)	代表取締役 社長	890-0055	上荒田町22-3	251-5071	250-2575	890-0054	荒田一丁目50-11	257-3281
	松田 忠臣	シニア・アクチブ (ガン保険)	九州保険サービス(株)	代表取締役 社長	892-0846	加治屋町1-9 柿本寺第2ビル	222-3551	222-3538	891-0144	下福元町6306-13	262-1193
	正 建二郎	ホテル	ホテルメイト	代表取締役 社長	892-0826	呉服町5-17	226-6100	227-1372	890-0053	中央町16-3	256-0101
	松田 健一	木材工学	鹿児島大学教育学部	教授	890-0065	郡元一丁目20-6	285-7872	285-7872	890-0144	下福元町5954-2	261-1389
	南 徹	外国語教育	ID外語学院	学院長	892-0848	平之町9-33	224-3451	224-3308	891-0102	星ヶ峯1-4-20	265-1615
	三宅 一男	短期金融	(株)富士銀行鹿児島支店	支店長	892-0828	金生町7-3	226-0165	226-6933	890-0061	天保山町15-11	252-0180
	森 俊 英	普通銀行	(株)南日本銀行	専務取締役	892-0816	山下町1-1	226-1111	224-3201	892-0841	照国町10-14-503	239-3760

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅ID
M	町田 猛	コンクリート布配	㈱垂水生コン	代表取締役	891-2127	垂水市下宮町72番地	0994-32-0823	0994-32-6129	891-2104	垂水市田神2349番地	09994-32-0014
N	中村 二雄	シニア・アクチブ(公認会計士)	中村公認会計士事務所	所長	892-0853	城山町4-11	224-3562	224-7030	890-0013	城山一丁目26-14	222-3909
	野添 良隆	シニア・アクチブ(口腔外科医)	中央ビル野添歯科	院長	892-0844	山之口町1-10 中央ビル6F	224-5125	224-5126	890-0046	西田二丁目22-3	254-5970
	長柄 英男	循環器科	植村病院	院長	890-0003	伊敷町77	220-1730	228-9740	890-0003	伊敷町22-1	220-1730
	中村 英華	商店建築業	㈱城山	代表取締役社長	892-0834	南林寺町26-28	222-8925	225-7688	892-0834	同左	223-6703
	中嶋 健	クリーニング	㈱第一ドライ	代表取締役社長	892-0842	東千石町2-31	222-1987	222-1615	892-0842	同左	223-9745
	中園 雅治	漬物製造	㈱中園久太郎商店	代表取締役社長	891-0122	南栄2-10	268-8171	268-8175	890-0013	城山1-30-17	225-4514
	西川 明寛	海上運輸	㈱西川海陸運輸	代表取締役社長	891-0122	南栄5丁目10-9	260-2101	269-9455	890-0024	明和1-25-2	282-9756
O	大平 重隆	技能者訓練	大平工業 ㈱	代表取締役社長	890-0021	小野二丁目8-10	220-5716	220-3927	890-0021	小野二丁目8-12	220-6321
	小田代 憲二	胃腸科	医療法人恵徳会小田代病院	院長	890-0054	荒田一丁目25-6	253-8111	257-9055	890-0054	同左	253-8111
	大浦 敦二	口腔外科	医療法人礼仁会 大浦歯科クリニック	院長	890-0024	明和2-5-2	282-6280	282-0810	890-0031	武岡2-20-5	281-2128
	大山 康成	青果配布	鹿児島青果 ㈱	取締役部長	891-0115	東開町11-1	267-3111	269-5218	892-0806	池之上町3-23-102	247-6005

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅ID
S	佐伯 壽 郎	シニア・アクチブ (自動車修理)	ネ ッ ツ ト ヨ タ	専務取締役	892-0835	城南町8-19	226-7000	226-7008	890-0044	常盤町929	258-3423
	三反田 藤 男	シニア・アクチブ (建築設計)	(株)三反田藤男設計事務所	代表取締役社長	892-0847	西千石町8-1 能勢ビル2F	225-3888	227-1725	892-0811	玉里団地二丁目29-10	229-5616
	須田 正 己	コンクリート 建	(株)須田建設工業	代表取締役社長	890-0034	田上二丁目35-5	257-9655	250-1829	890-0034	同左	256-2247
	菅 富 男	冷 暖 房	因 南 工 業 (株)	代表取締役社長	890-0063	鶴池一丁目52-16	250-0711	250-6511	890-0025	原良町1260-4	255-4538
	坂 元 明 雄	シニア・アクチブ (外科医)	岩 尾 病 院	理 事 長	892-0837	甲突町17-18	225-3838	225-3372	890-0082	紫原六丁目35-9	255-3228
	染 川 周 郎	弁 護 士	染 川 法 律 事 務 所	所 長	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0056	下荒田二丁目25-15	250-2233
	坂 木 貞 剛	書 籍 販 売	県 庁 書 店	代 表 者	890-0064	鶴池新町10-1	259-1181	259-1181	890-0082	紫原一丁目12-2	253-3601
	諏訪 園 隆	建 築	坂 本 建 設 (株)	代表取締役社長	892-0847	西千石町3-10	224-7111	227-0720	891-0103	皇徳寺台三丁目38-11	265-0607
	桜 美 義 明	シニア・アクチブ (雑貨配布)	(株)桜物産	代表取締役社長	890-0053	中央町20-4	251-2780	251-2781	890-0014	草牟田2-34-65	226-5320
	瀬戸口 良 一	生 命 保 険	日本生命保険相互会社 鹿 児 島 支 社	支 社 長	890-0053	中央町11-5	255-1101	255-1107	892-0863	西坂元町7-1 ニューライフガーデン西坂元402	248-4976
	鮫 島 信 一	小 児 科 医	医療法人・育成会 鮫 島 小 児 科 医 院	理 事 長	892-0844	山之口町5-19	224-2525	223-3351	892-0844	同左	224-2526
T	高 井 敏 治	シニア・アクチブ (砂糖配布)							892-0846	加治屋町5-21	223-6453
	太 原 春 雄	シニア・アクチブ (内科医)	紫 原 た は ら 病 院	院 長	890-0082	紫原四丁目27-19	252-5233	250-0192	890-0082	同左	258-3788
	玉 川 哲 生	シニア・アクチブ (アイスクリーム製造)	セ イ カ 食 品 (株)	代表取締役社長	890-0033	西別府町3200-7	284-8112	282-6610	890-0043	鷹師一丁目5-4	254-0475
	水 流 洋	シニア・アクチブ (身障者施設)	社会福祉法人落穂会 社 会 福 祉 法 人 落 穂 会 園	理 事 長	891-1201	岡之原町1005	243-0535	243-0520	891-1201	岡之原町956	244-0169
	田 中 寛 吉	シニア・アクチブ (液化圧縮ガス配布)	アポロホームガス 南 九 州 (株)	顧 問	890-0003	伊敷町4602	220-6300	220-7824	890-0811	玉里団地一丁目68-5	229-5249
	竹 下 威	シニア・アクチブ (公証人)	染 川 法 律 事 務 所	弁 護 士	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0075	桜ヶ丘八丁目20-18	265-7249

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
T	高 山 義 則	シニア・アクチブ (内科医)	高山内科医院	院長	890-0065	郡元三丁目1-6	251-3275	251-3275	890-0063	鴨池二丁目17-7	257-1407
	竹 下 洋	水産物配布	㈱竹下清蔵商店	代表取締役 社長	890-0054	荒田一丁目31-17	254-9121	252-4563	890-0054	同左	250-8767
	田 崎 一 郎	商業建築	㈱ダイワ新建	社長	892-0847	西千石町4-2 グリーンパークビル3F	222-2231	224-6343	899-2202	日置郡東市来町長里 860-11	274-4506
	玉 利 賢 介	空調機	㈱南日本化学洗淨	代表取締役 社長	890-0054	荒田一丁目45-7	252-6636	258-6396	890-0054	同左	253-2160
	徳 留 忠 敬	税理士	徳留(株)岩元会計事務所	所 長	877-0111	東開町3-170	260-0100	260-0113	877-0111	鷹師2丁目5-5	257-3884
	田 畑 勇	食品製造	ケ-ビ-食品(株)	代表取締役 社長	890-0033	西別府町2941-28	281-8415	281-8420	891-1201	岡之原町130	243-2287
	藤 裕 己	健康食品	㈱健康家族	代表取締役	892-0848	平之町10-2	223-5211	222-2298	892-0848	平之町10-21-1001	226-3114
U	上 原 満	シニア・アクチブ (建築設計)	㈱双建設計事務所	代表取締役 社長	890-0044	常盤町340-1	282-0753	282-0771	890-0044	同左	282-0053
W	若 松 喜 八 郎	防犯システム	㈱セキュリティサービス	代表取締役 社長	890-0045	武1-42-2	252-3881	252-3841	890-0035	田上五丁目1-28	254-9596
	和 田 武 弘	データプリント サービス	和 田 印 刷 (株)	代表取締役 社長	891-0122	南栄3丁目1	268-6221	268-6210	890-0086	日之出町13-29	252-8855
Y	山 下 皓 三	シニア・アクチブ (歯科医)	山 下 歯 科	院 長	890-0053	中央町5-41	253-6943	253-6951	890-0053	中央町5-41第8ト カンマンション508号	256-0390
	山 元 正 明	シニア・アクチブ (種子鶏製造配布)	河内源一郎商店(株)	代表取締役 社長	892-0802	清水町13-27	247-2253	248-2440	892-0802	清水町13-3	247-4691
	山 田 晴 彬	電 気	山 田 電 気 (株)	代表取締役 社長	890-0052	上之園町25-30	251-0965	251-0770	890-0052	上之園町25-30 山田電気ビル501号	252-2455

市内R.C例会日・例会場

クラブ名	事務所住所	事務所TEL	例会日	例会場	例会場TEL
<input type="checkbox"/> 鹿 児 島	金生町3の1 山形屋内	222-6527 FAX226-3010	金	山形屋	227-6162
<input type="checkbox"/> 鹿 児 島 南	与次郎1-8-10 サンロイヤルホテル内	254-1117 FAX254-1119	水	サンロイヤルホテル	(代)253-2020
<input type="checkbox"/> 鹿 児 島 西	金生町3の1 山形屋内	223-5902 FAX223-7507	水	山形屋	227-6162
<input type="checkbox"/> 鹿 児 島 東南	与次郎1-8-10 サンロイヤルホテル内	259-6855 FAX259-1622	火	サンロイヤルホテル	(代)253-2020
<input type="checkbox"/> 鹿 児 島 中央	金生町3の1 山形屋内	223-9366 FAX239-3504	月	山形屋	227-6162
<input type="checkbox"/> 鹿 児 島 西南	南栄五丁目10-54 グランベルズ鹿児島内	267-0896 FAX267-1391	水	グランベルズ鹿児島	(代)268-0505
<input type="checkbox"/> 鹿 児 島 城西	中央町5の1 鹿児島東急イン内410号	251-5168 FAX251-5290	火	鹿児島東急イン	(代)256-0109
<input type="checkbox"/> 鹿 児 島 東	金生町3の1 山形屋内	222-3325 FAX227-6871	木	山形屋 第4(木)のみ定例会18:30~	227-6162
<input type="checkbox"/> 鹿 児 島 北	鴨池新町14-15 モールM305号	250-7231 FAX252-9605	木	鹿児島東急ホテル2F	(代)257-2411
<input type="checkbox"/> 鹿 児 島 サザン ウインド	中央町5の1 鹿児島東急イン内410号	251-5168 FAX251-5290	木	鹿児島東急イン	(代)256-0109

鹿児島西ロータリークラブ事務局

向 井 房 子 田上町3631-99
265-2112

丸 峯 佐知子 西伊敷四丁目3-3
229-4154